

1 2025年度  
2 公益社団法人 全国人権教育研究協議会研究課題  
3

4 **I. はじめに – 全人教がめざすもの –**  
5

6 「個人の自由が奪われ、人格が無視され、甚だしく傷つけられる様な事態が存在するならば、  
7 民主教育は敢然としてこの事態と取り組み、これと闘う教育でなければならない。即ち、民主教  
8 育は当然同和教育に高い位置を与える教育であるべきである」結成趣意書でそのように宣言し、  
9 1953年、全国同和教育研究協議会（以下、全同教）は結成されました。今年で72年目を迎えます。  
10 す。

11 民主教育とは、戦後、日本国憲法と教育基本法に基づき、個人の尊厳と人権の尊重を基軸とし  
12 た教育の取組を言います。ところが、民主教育を担うべき教職員の多くは、被差別部落（以下、  
13 部落）の子どもたちが当時置かれていた長欠・不就学の状況を、「親の無理解・子の怠学」として  
14 放置していました。

15 この状況に一部の教職員は心を痛め、家庭訪問を繰り返し、子どもたちの教育の保障に取り組  
16 みました。「きょうも机にあの子がいない」という言葉は、当時の高知県の被差別部落の子ども  
17 たちの現実と、そこに関わる福祉教員のおもいを表したものです。当時、社会や学校における部  
18 落差別の状況は厳しく、憲法が保障する子どもたちの教育を受ける権利を実現するためには、部  
19 落差別を容認してきたこれまでの学校や教育のあり方、さらには教職員自らのあり方をも問わな  
20 ければなりませんでした。

21 全同教は、教育の中にある差別をなくすために、子どもたちを取りまく現実から学ぶことを明  
22 らかにしてきました。「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよ  
23 う」は、第17回研究大会から引き継ぐ教育実践を創る基本的視点です。その視点を基盤に「教育  
24 内容を子どもたちの内面に迫る響くものに変革する」「子どもたちの願い、要求を組織する」な  
25 ど、具体的な教育内容の創造や自主活動の場づくり・活動づくり、また、学力保障・進路保障の  
26 取組を進めてきました。それは、地域における教育運動と連携した取組でもありました。

27 全国人権教育研究協議会（以下、全人教）は、その歴史を引継ぎ、子どもたちが人権問題から  
28 学び、人権感覚・意識を育み、互いを支え励ます人間連帯の絆を結ぶとともに、自らの生き方に  
29 希望と誇りをもち、自己実現を図ることができる教育の営みを追究してきました。これは、すべ  
30 ての学校教育においてめざすべきことであり、普遍的なものです。

31 ところが、子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化するなかで、おとながその背景やおも  
32 を十分とらえきれなかったり、汲み取れなかったりする状況も見られます。

33 そのひとつとして、子どもの貧困と教育格差の問題があります。くらしの圧迫が教育格差を広  
34 げ、子どもたちの進路選択を狭めていないか、丁寧に見ていくとともに、それぞれの家庭背景や、  
35 保護者・子どものおもいに心を寄せることも先達が大切にしてきた「差別の現実から深く学ぶ」  
36 ことではないでしょうか。

37 さらに昨今、インターネット上だけでなく様々な場面で情報が飛び交い、その中には差別的な  
38 言動や誹謗中傷する内容があります。さらにそれらを扇動したり、拡散する者が存在し、そこに  
39 同調する社会的圧力や、排他的な考え方により、民主主義そのものが脅かされる事態が生じてい  
40 ます。同和对策審議会答申から60年、部落地名総監発覚から50年にあたる今年、基本的人権  
41 の具体化を示した同対審答申から学び、自由・平等を守り、人権・同和教育を基軸に、民主教育  
42 を推しすすめ、すべての人が生きる展望をもてる社会の実現に向けて取組をすすめてまいりま  
43 しょう。

44 2025年度の研究課題を以下に記します。

46 **II. 同和教育を基軸とする人権教育の創造を**  
47

48 **1. 人権確立をめざす教育内容の創造**

49 人権教育を進めるにあたって、時に「思いやり」や「やさしさ」等の言葉が用いられることが  
50 ありますが、人権問題は、そのような心の持ちようのみによって解決できるものではありません。

51 「差別の現実から深く学ぶ」という視点を大切に、自らの差別性や立ち位置を問い直しながら、  
52 厳しい状況に陥る子どもの生活に大きな影響をあたえる社会構造を読み解くことや、解決に向  
53 けての社会変革の方向性を見いだしていくこと、家庭や地域、関係機関や団体との連携に学校・  
54 園・所全体として取り組むことが、同和教育を基軸とした人権教育を推進する力となります。

### 56 (1)育ちと学びの基礎となる乳幼児期の保育・教育の充実を

57 保育・教育のスタートとなる乳幼児期は、育ちの基礎を形成するうえで重要です。こども基本  
58 法に謳われているように、一人ひとりの人格や意見を尊重した保育を通して、人権の視点から物  
59 事を理解し、感じ、行動する力の基礎を育むことが求められます。そして、さまざまな立場の人  
60 のつながりをつくりながら、子育てを組織や地域で支えていくことも必要です。

61 このことは、長年地域の人びととの連携と協力による共同子育ての実践を積みあげてきた同和  
62 保育の理念ともつながります。子どもの成長に関わる家庭・保育所・地域のおとなたちが保育者  
63 集団となり、教育の視点で子どもの生活を組織しようとする取組から「24 時間の生活の組織化」  
64 という表現が生まれました。この言葉は、部落差別の結果、厳しい生活実態を余儀なくされ、教  
65 育も奪われてきた保護者たちの子育てへの熱いおmoiが結集された同和保育運動の出発時に誕生  
66 しました。同和保育を進めていくための基盤として「同和保育の4指標6原則」(\*1)が位置づ  
67 けられてきましたが、2023年の全国人権保育研究会では、実践のさらなる進化と充実に向けて  
68 「人権保育の創造に向けての『8つの視点』」(\*2)が提起されました。これまで先達が積み重ね  
69 てきた実践に学び、保育・教育機関と家庭・地域が協働で子育て支援のための課題克服に向け  
70 て取り組むことのできるネットワークづくりを進めていくことが大切です。

71 また、同和保育はその歴史の中で、差別の現実を一つひとつ明らかにしながら、保育の在り方  
72 を見直してきました。その理念は、子育ては保護者の責任であるという自己責任論の中でしんど  
73 いおmoiをしている貧困家庭や孤立する保護者への支援の重要性にもつながります。頼れる人が  
74 おらず、子どもを養育することが困難なひとり親家庭が働くためには、安心できる子どもの居場  
75 所が必要ですが、その場所が見つからなかったり、貧困や孤立から十分に子育てに取り組めな  
76 かったりするような、過酷な状況に置かれている保護者が多くいます。私たちはこのような切実な  
77 状況があるということをもふまえて保育・教育内容を創造していく必要があります。

78 すべての子どもが生きていく意欲をもち、なかまとともに生活を切り拓いていく力を獲得でき  
79 るように、乳幼児期から、同和教育を基軸とした人権教育として保育・教育内容を創造してい  
80 ましょう。

### 82 (2)すべての学校で部落問題学習の創造と充実を

83 部落差別の解消に向けて、自らはどう生きるかを問い、差別を許さない社会の創造に向けての  
84 生き方を培っていく学習を私たちは積みあげてきました。「部落差別の解消の推進に関する法律」  
85 (以下、「部落差別解消推進法」)(\*3)においても、「部落差別を解消する必要性に対する国民  
86 一人一人の理解を深めるように努める」と求めているように、差別のない社会を創造するた  
87 めには、一部の地域や学校のみで取り組むのではなく、すべての学校において部落問題学習に取  
88 り組んでいく必要があります。そして、そのような取組は、人間の尊厳を冒瀆するあらゆる差別や偏  
89 見等、不合理なものに疑問をもち、それを変革する生き方を見出すことにもつながっていきます。  
90 また、お互いの存在を受けとめ合えるつながりを大切にし、「いのちを大切に作る」生き方を創  
91 造することでもあります。

92 これまで、地域教材から歴史を学ぶことや、フィールドワーク等の実践が報告されてしま  
93 した。くらしや労働、被差別の立場の人たちが創造し、伝えてきた文化、差別に立ち向かってきた  
94 生き方、そして努力によって周辺との格差等の差別の実態が改善されてきた今日の部落の姿を学  
95 ぶ取組が各地で行われてきました。また、地域の人びとの差別解消への願いやおmoiを学ぶこ  
96 を通して、子どもたちが自分の生活を見つめ直していく取組もなされてきました。そこでは部落  
97 につながりがある子どもが、差別をなくしていく主体として生きていこうとする姿が培われると  
98 ともに、さまざまな立場の子どもが学習を通して自らの立場を深く見すえ、差別をなくしてい  
99 なくかまとしてつながっていく姿も明らかにされてきました。

100 部落問題学習に取り組むことは、単に事実を知ることだけでなく、差別を見抜く力と感性、社  
101 会で誰かが差別に苦しむ場に直面したときに、その痛みを敏感に感じ取り、共感できる力につ  
102 ながります。社会にあるさまざまな差別になかまともに対抗する力を育てる部落問題学習として  
103 いきましょう。そして、なぜ差別が起こるのか、なぜ社会から差別がなくならないのか等につ

104 ても考察し、部落問題をはじめさまざまな人権問題を社会や自分との関連を含めて考える学習に  
105 つないでいきましょう。

### 107 (3)さまざまな差別と人権に関する学習を

108 2002年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」）(\*4)では、人  
109 権教育・啓発の手法について「『法の下での平等』、『個人の尊重』といった人権一般の普遍的な視  
110 点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、こ  
111 の両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる」と説明されてい  
112 ます。

113 社会には、部落差別のほかにも障害者や在日韓国・朝鮮人やさまざまな民族、ハンセン病回復  
114 者とその家族やLGBTs(\*5)に対する差別等、多くの問題が厳存しています。多様性を否定し、  
115 違いを理由にして差別・排除するしくみや意識、発言、行動がいたるところで見られます。新型  
116 コロナウイルス感染症の流行下においては、さまざまな差別事象が明らかになり、誰もが差別の  
117 加害者にも被害者にもなり得る状況となりました。これらそれぞれの差別の解決をめざすための  
118 教育課題はつながっています。さまざまな個別の人権問題における具体的な事実を知り、その現  
119 実から深く学ぶことを通して、独自の問題に気づいたり、共通点を考えたりすることができま  
120 す。

121 また、インターネット上のデマや偏見に基づく差別的な情報が拡散され、差別を正当化する論  
122 理が支持されることが増えています。子どもたちにおいても、マイノリティについての偏見に満  
123 ちた記述に日常的に触れうる現状があります。このことは、やがて社会における差別の実体化・  
124 蔓延化につながります。個別の人権問題における具体的な知識に加えて、メディアリテラシーの  
125 力を育むことは、差別問題に対して、子どもたちが確かな認識のもと、差別をなくすための行動  
126 をとることへとつながります。

127 そして、「基本計画」でも述べられているように、これらの個別的な視点からのアプローチに  
128 重ねて、普遍的な視点からのアプローチが大切です。「基本計画」では「法の下での平等」や「個人  
129 の尊重」等が例示されていますが、他にも「自由」「共生」「差別・被差別」「多様性」等の人権  
130 に関する概念が普遍的な視点として考えられます。さらに、世界人権宣言、日本国憲法、国際人  
131 権規約、児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）(\*6)、こども基本法(\*7)等の人  
132 権に関する国内外の宣言や規約、法律等に謳われているさまざまな権利も普遍的な視点からのア  
133 プローチによって学習することができます。

134 このような学習を通して、子どもたちが自分たちの権利を自覚し、その権利を主体的に行使す  
135 ることで、人権が尊重される社会が構築されていきます。人権について個別的な視点と普遍的な  
136 視点の両面から学ぶことで、子どもたちが人権を守ることの意識を深めていくことができるよう  
137 にしていきましょう。

### 139 (4)あらゆる取組に人権の視点を

140 同和教育を基軸とした人権教育は、さまざまな形で実践されてきました。たとえば、部落での  
141 くらしや労働、産業や歴史についての、地域教材による学習や、フィールドワークや聞き取り等  
142 の取組です。

143 また、教科書には部落問題をはじめとして、さまざまな人権課題について記載されるようにな  
144 りました>(\*8)さらに、さまざまな教科・領域における教材や表現活動の中でも人権学習は、実  
145 践されてきました。ジェンダー平等や性の多様性などの人権の観点から考えた時に、これまでの  
146 教科書の内容に問題はないかなどの議論もなされています。

147 教科の枠組を越えた横断的な実践の場としては、「総合的な学習の時間」により、職場体験や  
148 ボランティア活動、高齢者との交流、ゲストティーチャーを招いての学習等、さまざまな人との  
149 出会いを大切にした人権学習がなされてきました。また、ESD（持続可能な開発のための教育）や  
150 SDGs（持続可能な開発目標）(\*9)等の地球規模の大きな課題についても、自己の生活や生き方に  
151 結びつけて学習していくことで、課題解決につながる新しい価値観や、そのために行動する力を  
152 育むことができます。そして、そのことが持続可能な社会への創造に結びついていきます。さら  
153 に、不合理なものを押し付けている社会のしくみをどう変革していくかということにも考えを拡  
154 げていくことができます。

155 このように人権学習は、さまざまな教科・領域において取り組まれてきた経過があります。実  
156 践における多様な展開をもとにして、人権教育をすべての教育内容に位置づけていきましょう。

157 また、人権教育は特定の分野で行われるものではなく、学校教育のあらゆる場面で行っていく  
158 ものでもあります。そして、個別での学習のみならず、互いの生き方も含めて、相互に関係しあ  
159 う中で展開する必要があります。つまり、なかまづくりと不可分につながった学びあいの過程が  
160 大切です。

161 お互いの立場、くらしのありようの中での悩みやしんどさを出し合い、おもいを重ねあう営み  
162 は、子どもたちが心からつながりあうために大切なことです。そのためには、自らが置かれてい  
163 る困難な状況をさらけ出せる関係を、築いていくことも必要となります。生活綴り方や人権作文  
164 を通して、自分や友だちのこを見つめ直す取組や、なかまに自分のしんどさや悩みを含めてま  
165 るごと伝えあう取組などのなかまづくりの営みを通して、本当に自分を大切にするとはどういう  
166 ことなのか、共に生きるとはどういうことなのかを考えていくことは、一人ひとりの子どもの自  
167 尊感情を育むことにもつながります。

168 すべての教育活動が子どもの人権を守るものとして行われるように取り組んでいきましょう。

169  
170 人権確立をめざす教育内容の創造について、以下のことに留意し取組を進めましょう。

- 171 ①地域での子育てや教育についての課題を学校・園・所と家庭・地域が共有し、協働して課題克  
172 服に向けて取り組めるように保育所、幼稚園、認定こども園が子育て支援センターとしての役  
173 割を担いネットワークづくりを進めましょう。
- 174 ②すべての学校で部落問題学習の創造と授業づくりに取り組ましましょう。そのために、いままで  
175 の取組をもとにして、子どもの置かれている状況を踏まえ、すべての子どもが部落問題を自分  
176 の問題として解決をめざす教育内容の創造に取り組ましましょう。
- 177 ③在日韓国・朝鮮人、外国人、LGBTs、子ども、女性、障害児・者、アイヌ民族、沖縄の人びと、  
178 奄美をはじめとする島嶼部(とうしょぶ)の人びと、高齢者、ハンセン病回復者・その家族、水  
179 俣病被害者、HIV 陽性者、原発事故以降の福島の人びとに対する差別を解消していくための教育  
180 内容の創造に取り組ましましょう。
- 181 ④ネット上の差別投稿、ニセ・デマ情報やフェイクニュース等を見抜き、指摘することができる  
182 具体的な行動につながる教育内容の創造と授業づくりに取り組ましましょう。
- 183 ⑤子どもの権利条約や世界人権宣言等、人権の内容や人権を獲得してきた人間の営みや歴史を学  
184 ぶことで、人権を尊重する生き方や人権を守る具体的な方法を獲得できる教育内容の創造と授  
185 業づくりに取り組ましましょう。
- 186 ⑥反差別のためのなかまとして子どもたちをつなげるなかまづくりを基盤にして、生きる力の獲  
187 得につながる教育内容の創造に取り組ましましょう。
- 188 ⑦各教科・領域・特別の教科道徳等において、人権の視点を踏まえて教育内容を創造し、あらゆ  
189 る場面で人権を踏まえた学校教育を保障する取組を進めましょう。

## 191 2. 豊かな自主活動の創造をめざして ～反差別の「なかまづくり」を通して～

192 全人教がめざしてきた自主活動は、差別からの解放をめざし、子どもたちの自立をうながすこ  
193 とで、子どもたち自身が自分のおかれている社会的立場を自覚し、反差別の集団を築くことでし  
194 た。「子どもの要求(権利の主体者である)」から出発し、要求や願いがどこから生まれてくるの  
195 かを明らかにすることを大切に、取組を進めていかなければなりません。そのため、子どもたち  
196 が自分を見つめ、おもいを語り、それを互いに受けとめ、なかまとしてつながっていくための機  
197 会や場をどう保障するかが大切にされてきました。

198 「差別との関わりの中でどう生きるのか」という課題に対し、保護者や地域、そして教職員の  
199 願いを込めて、子どもたちの確かな自立を求め、子どもたちがお互いのくらしをしっかりと見つ  
200 め、くらしの真実を学びあい、「なかまづくり」を通して反差別の主体形成を追求する取組が自  
201 主活動です。

### 202 (1)子どもたちの反差別の「なかまづくり」を通じた自主活動の取組を

203 全同教結成の頃、さまざまな取組と支援で長欠・不就学だった部落の子どもたちは学校に登校  
204 できるようになったものの、学校や学級で差別・排除され、孤立させられていました。先達はこ  
205 うした部落の子どもたちを集団の中に位置づけ、学校生活への定着を図りました。子どもどうし  
206 の支え合いを育てることで子どものくらしを守っていくことをめざしました。そして反差別の  
207 「なかまづくり」が始められました。また、1960年代には高度経済成長政策とそれを支える人  
208 的能力開発政策が推進されました。これを背景に、教育の中で子どもの差別・選別、切り捨てが  
209

210 広がることになり、その矛盾は、差別と貧困状態の中に置かれたままの全国の部落の子どもたち  
211 に顕著に表れました。そこから取り組まれた長年の実践から、部落問題学習をはじめとする人権  
212 課題の学習では、「被差別の立場の子どもを中心に置くこと」「自分の生活に重ねられる学習に  
213 すること」「なかまづくりの課題と重ねて行うこと」の3点が重要であると明らかにされてきま  
214 した。

215 このようにして始まった、反差別の「なかまづくり」は、その後の実践の中でさらに発展し、  
216 部落の子どもと部落外の子どもが相互に「くらしを通して連帯することができるような人間関係  
217 を育てる」取組が各地で展開されてきました。このような教訓をふまえ、全同教は、ともに学ぶ  
218 子どもたちの反差別の「なかまづくり」の大切さを呼びかけてきました。

219 さらに全同教の先達は「荒れる」子どもたちの叫びを学校や教職員がこれまでどうとらえてき  
220 たのかその差別性を問いました。そして「荒れる」子どもを中心に据えた「なかまづくり」へと  
221 つなげていきました。

222 研究大会では、自分自身を「見つめ、綴り、語る取組」を人権教育の柱として据え、教員自身も  
223 自分を語り、中学生も全員が自分を語る実践を積み重ね、「なかまづくり」に取り組んだり、ま  
224 た、学校・家庭・地域が一体となって創ってきた報告がありました。

225 解放子ども会・部落解放研や朝鮮問題研究会（朝鮮文化研究会）等を通して取り組まれた自主  
226 活動が年々少なくなっています。被差別者が見えにくくなったから、地域との連携が難しくなっ  
227 たから、「できない」のではなく、見ようと意識することや「できる」ことから始めることで、再  
228 び保護者や地域とつながり、自主活動に取り組むことができます。また、自主活動は被差別者の  
229 学びの場だけでなく、私たち全員の学びの場でもあります。そして、これまでよりも発展させ、  
230 広く人権課題について考え取り組む人権クラブ等、今後、今の時代に合わせながら自主活動をど  
231 のように継承していくのか多角的に考えることが求められています。

232

233

## (2)自主活動を広げていくために

234 現代では「子どもの権利条約」や「障害者権利条約」を基に、子どもの主体性を大切にする動  
235 きが見受けられるようになりました。子どもは「権利の主体者である」から始まる自主活動が、  
236 新たな人権課題と結びつき、さらに拡がりをもせた自主活動として取組が全国に広がっています。

237 現代においても子どもの問題行動や深刻な「いじめ」問題、不登校問題があります。学校・園・  
238 所が子どもたちにとって「自分らしく」居ることができにくい現状だからこそ、私たちは、今一  
239 度、子どもの現実を丁寧に見据え、子どもの要求を掘り起こしていくことが求められています。  
240 そして、子どもたちが自らの要求を自覚し、自分はどうかありたいのか、周りのことや社会をどの  
241 ように変えていきたいのかを考え、自らの活動を組織していく力を育てるために、さまざまな工  
242 夫をこらし自主活動に取り組む時間と場所を保障していくことが大切です。

243 研究大会の報告では、差別落書きの事象を生徒会と人権クラブに伝え、自分たちができる取組  
244 を考え、ポスター、新聞、横断幕づくりに取り組み、始業式で全校に披露したり、地域の各施設  
245 に新聞やポスターを貼ったりした取組がありました。また子どもたちの熱は、市内の他の中学校  
246 とのリモート交流や教育委員会への発信へと発展していきました。この中学校の取組は「うねり」  
247 となり、「熱と光を中学生フォーラム」での子どもたちの発表により、その発表を聞いたある中  
248 学校は「自分たちでできることはないのか」と考え、差別をなくす行動が広がっていきました。

249 その他、近年のニュースでは、学級活動における「子どもの権利条約づくり」、児童・生徒会活  
250 動における「生徒の視点から見直した校則の改定」に広がっている。また、部落差別をなくすた  
251 めに地域と連携し、建築プランをともに考える「建築研究部」がある。子どもが課題意識をもち、  
252 なかまとともに課題を明らかにし、その解決策を導き出していく過程に自身の生活を重ねている。  
253 語り合うことにより周りのなかまがこれまで他人事と考えていたものを自分のなかまの課題とし  
254 て感じ、本当の「なかまづくり」が行われてきました。このように反差別の「なかまづくり」がお  
255 こなわれている活動が報告されています。私たちは、これらの新たな取組も、自主活動と捉え、  
256 実践を深めていきます。

257 今一度、子どもの現実から深く学ぶことから始め、子どもたちがさまざまな形で表現するかす  
258 かなサインをも見逃さないこと、子どもの背景を丁寧に知ること、学校・園・所のありようを問  
259 い直すこと等、教職員の感性を磨くことを大切に、自主活動を活性化させていきましょう。ま  
260 た、教職員の世代交代が進む中で、反差別の「なかまづくり」を通して主体形成を追求する自主

261 活動の基本的な内容を他の教職員に伝え、継承あるいは発展していけるような取組に力を注いで  
262 いきましょう。

263 さらに、子どもの自主性・主体性は学校・園・所だけでなく地域社会との連携の中で育つこと  
264 を意識することが大切です。多様な人びとと協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊  
265 かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、さらに拮かりをみせる  
266 自主活動を創造していきましょう。

267  
268 以下のことに留意し取組を進めましょう。

269 ①地域、学校における部落解放研究会、朝鮮問題研究会（朝鮮文化研究会）、障害者問題研究会  
270 （障害者解放研究会）、外国につながるのある子どもたちの会等の自主活動を充実発展させま  
271 しょう。

272 ②子どもたちが自分を見つめ自己表現し、反差別の「なかまづくり」としてつながる場としての  
273 学級活動、児童・生徒会活動、ボランティア活動や、授業から創出される自主活動を創造し発  
274 展させましょう。

275 ③学校・園・所や地域での文化祭・体育祭等の行事に人権の視点をすえ、子どもたちの自己表現  
276 の場としましょう。

277 ④子どもの権利条約の理念をふまえた取組を進め、子どもを権利の主体として尊重できる人権文  
278 化あふれた学校・園・所を築きましょう。

279 ⑤学校・園・所や地域の連携について課題と役割を明らかにし、子どもの自主性・主体性を育て  
280 る取組を進めましょう。

281

### 282 3. 進路・学力保障

283 全人教は、「進路保障は同和教育の総和である」ととらえてきました。「進路保障」は子どもた  
284 ちが差別を許さず差別に負けない力、未来を切り拓いていく力を保障する取組です。また、就学  
285 や就職、進学における差別をなくし、その機会を保障する条件整備を進めていくことも大切な取  
286 組です。

287 「進路保障」の取組を進めるためには、子どもたちの進路を見通して、必要な力が何かを見極  
288 めることが必要です。子どもたちが、なりたい自分になるために、親や地域の人びとをはじめ、  
289 多くの人びとの生き方や労働と出会い学ぶ実践を創ることや、差別を乗り越えるために、なかま  
290 と語り合い、ともに考え、支えあう集団づくりを進めることが大切で、そのことが、私たちの立  
291 ち位置を見定めることにつながります。

292 進路保障の重要な柱として、学力保障の取組があります。先達は子どもの生活の現実や生育の  
293 過程を見つめ、「学力とは何か」と問い直しながら教育内容を創造してきました。その中から、  
294 社会的立場の自覚を促し、自らの社会関係を明らかにし、差別に立ち向かって部落問題の解決に  
295 取り組む「生きる力」を培おうとしてきました。こうした歩みを経て、私たちは「生きる力」とし  
296 ての学力を、差別を見抜き許さない確かな認識や豊かな感性、主体的に学びの活動を通して身に  
297 つけた教科の学習理解力を合わせたものとしてとらえてきたのです。

298 今、「こころ」や「からだ」の危機を訴える子どもたちや、高等学校中退や離転職等、進路に展  
299 望を見いだせなくなっている子どもたちがいます。その自己実現を阻害するさまざまな現実を明  
300 らかにするために、子ども一人ひとりの生活実態やおもいをていねいに把握し、本来もっている  
301 生きる力を引き出し、育むことが大切です。まずは私たちが自分のこととしてとらえ、子どもた  
302 ちとともに「差別を許さない生き方」「差別をなくす生き方」を考え、ともに乗り越えていくこ  
303 とを大切にする実践が求められます。

304

#### 305 (1) 学力保障と授業づくり

306 2007年から文科省「全国学力・学習状況調査」（以下全国学力調査）が実施されています。こ  
307 の調査の趣旨とは違い実際には、悉皆調査であるため測定数値が公表されることによって、学校  
308 等の評価と序列化の指標となっています。これは子どもの生活現実から見えてくる課題に応じた  
309 学力保障の取組につながる調査ではありません。（\*10）

310 つまづきを示す子ども、学習に関心がもてない状況におかれている子どもの現実を、くらしの

311 中でとらえていくことが大切です。そのうえで、なかまづくりを基盤にした授業づくりに力を注  
312 ぎながら、その中で高まった学習意欲をもとに、基礎学力を確かなものにする実践がもめられ  
313 ます。それは、自尊感情を高め、子どもたちが将来に具体的な展望をもち、学ぶことの意義を実  
314 感することにつながります。地域や家庭に情報公開を進め、カリキュラムや評価のあり方等につ  
315 いても丁寧に説明し、信頼される学校づくりをさらに進めていく必要があります。

316 一方、国は、GIGA スクール構想の一環で一人一台の端末を導入するなど、ICT 教育環境の整備  
317 を進めてきました。文科省がめざす ICT を活用した「個別最適な学び」によって支援を受けなが  
318 ら学習している子どもたちをはじめ、さまざまな背景をもつ子ども、学習に困難を抱え苦しい状  
319 況にある子どもがサポートを受けられず、置き去りにされていないか、新たな学力格差がうまれ  
320 ていないかが懸念されます。教育環境が変化してもなかまとともに学ぶことや集団としての育ち  
321 を念頭にした取組のあり様が求められます。これまで、研究大会で議論してきた「つながる」「よ  
322 りそう」といったことが十分なされているのか確かめ、進路を切り拓く子どもの学びとは何かを  
323 丁寧に考えていくことが必要です。

324  
325 以上のことをふまえ、以下のことに留意し取組を進めましょう。

- 326 ①経済的に厳しい状況の子どもたちのくらしを通して、厳しい状況の子どもたちの学力の形成を  
327 阻害しているものは何か、具体的に明らかにしましょう。
- 328 ②子どもたちを学びの主体としてとらえ、校内体制を整え、豊かな学びをつくりだす学校づくり  
329 を進めましょう。
- 330 ③子どもたちが自尊感情を高め、自己実現に向かい、なかまとともに問題を解決していく力を育  
331 むことのできる取組を進めましょう。
- 332 ④低学力傾向等の克服に向けて、子どもたちが生き生きと学んでいくための授業のあり方や授業  
333 内容を工夫した取組を進めましょう。
- 334 ⑤地域、学校・園・所の連携をさらに進め、学力保障の課題を共有化しましょう。
- 335 ⑥子どもたちが地域や社会との関わりの中で自らの生き方を見つめ、将来を展望することのでき  
336 る実践を子どもの人権と学習権を保障する観点から創造していきましょう。
- 337 ⑦多様な情報が氾濫する社会の中で、必要な情報を正しく読み取り活用する力を養うための取組  
338 を進めましょう。
- 339 ⑧GIGA スクール構想における学習形態の変化によるメリット、デメリットを精査し、子どもたち  
340 の学習の機会の保障と教育内容の充実について、議論を深めましょう。

## 341 342 (2)進路保障にかかわる具体的な取組

343 研究大会では、進路保障の基盤となる「つながり」や「居場所」「なかまづくり」の取組につ  
344 て多く報告されています。そうした基盤づくりを大切にするとともに、経済的格差の拡大や競争  
345 主義・成果主義という価値観が社会的に広がっている今日、社会状況の変化、法律・条例の制定  
346 や改定に伴う新たな課題を明らかにし、進路保障を阻害している原因を突きとめ、それを克服し  
347 ていく具体的実践の展開が強く求められています。

### 348 349 ◇乳幼児期からの進路保障について

350 乳幼児期に、学びにつながる生活経験が少ないことが、「わからない」ことにつながり、子ど  
351 もたちが学習に向き合えない状況を生み出します。くらしをていねいにつかみ、つまずきの根っ  
352 こがどこにあるのかを知ることが、学習習慣・生活習慣の確立へのスタートとなります。(\*11)家  
353 庭や地域、学校・園・所が一体となって、子どもたちが生きていく力を育む取組が求められます。  
354 10年、20年先の将来を見据えること、子どもたちがどのような関わりの中で生きてきたのかを遡  
355 って見つめ直すこと、双方向から子どもたちの進路と学力についてとらえ、子どもにかかわるこ  
356 とが大切です。

### 357 358 ◇義務教育における就学保障について

359 就学援助の対象となる児童生徒数は12年連続で減少しています。(2022年度125万7303人  
360 [13.90%]2023年度121万8340人[13.66%]就学援助実施状況等調査結果 文科省2024) (\*12)  
361 市町村からの回答によると、減少した主な要因は、児童生徒数全体の減少、経済状況の変化とな  
362 っています。一方、自治体によって、家庭への周知、就学援助率や就学援助の支給額や支給費目  
363 にばらつきがあります。物価高騰等や自然災害による経済状況悪化を受けて、就学援助の対象児

364 童生徒の増加が見込まれます。必要な支援が行き届くための施策や取組が求められます。

365

#### 366 ◇高等学校における就学保障について

367 ひとり親家庭、生活保護受給家庭の高等学校進学率は、依然低くなっています。(\*13) 経済的  
368 な事情のために、進学を断念したり、中途退学を余儀なくされたりしている子どもたちがいます。  
369 進学・就学する権利としての「高等学校等就学支援金制度」「奨学のための給付金事業」等の制  
370 度(\*14) (\*15) の家庭への周知が徹底され、取り残されることがないように取組が必要です。国  
371 は授業料無償化をすすめています。無償化によりどのような影響がもたらされているのかについ  
372 ても注視していく必要があります。さまざまな理由から働きながら学ぼうとする子どもたち、さ  
373 らには日本語の習得が不十分で、不利な状況に置かれている外国につながる子どもたちの学びを  
374 保障するために、定時制高校の環境整備や制度の拡充、通信制高校の充実が求められます。さら  
375 に、自然災害等の被災者から一人の中途退学者も、一人の進学断念者も出さない取組も必要です。

376 (\*16) 一方、文科省の調査によると、定員内不合格が確認された学校は、全国 38 府県と報告さ  
377 れています。(\*17) すべての子どもたちの学びと進路を保障するために、定員内不合格の現状と  
378 課題を明らかにし、希望者の高等学校全入をめざす取組が求められています。

379

#### 380 ◇義務教育・高等学校教育における不登校児童・生徒への学力・進路保障について

381 不登校の子どもが増加している中、文科省は 2019 年に「不登校児童生徒への支援の在り方につ  
382 いて」を各都道府県に通知しました。(\*18) 全国で学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校、  
383 2023 年より名称変更）の設置が進められ、現在 35（うち、公立学校 21 校、私立学校 14 校）の小  
384 中高等学校が設置されている状況です。(\*19) さらに不登校児童生徒のうち学校内外で約 13 万 4  
385 千人が相談を受けていない状況の中、不登校児童生徒の早期支援がすすめられています。(\*20) 今  
386 進められているさまざまな不登校児童生徒への支援が適切なものなのか、既存の学校文化や学校  
387 制度に馴染めない子どもを排除するものにつながっていかないか、子どもたちの声をしっかりと  
388 受けとめようとして議論を進める必要があります。

389

#### 390 ◇障害のある子どもたちの就学保障について

391 全人教がめざすインクルーシブ教育は、すべての子どもを包摂し、一人ひとりが尊重され、誰  
392 一人排除されない教育です。

393 文科省が推進してきた「インクルーシブ教育システム」によって、ほとんどの都道府県で特別  
394 支援学校が設置され、障害児と障害のない子どもたちの分離別学という実態が進行してきました。  
395 就学時健康診断によって障害児と保護者が進学先を地域の学校か特別支援学校かという選択を迫  
396 られる実態は変わっていません。このことは、国連障害者権利委員会においても「懸念事項」と  
397 「勧告」が示され、その問題性について全人教も文科省への要請で指摘しています。(\*21) また、  
398 障害者差別解消法では事業者による障害者への合理的配慮の提供を義務としており、インクルー  
399 シブな社会の実現に向かっていく中で学校設備、教員定数、法整備などについて長期的な計画を  
400 立てて具体的に検討することが求められます。

401 文科省は「障害を理由として入学が拒否されることは絶対にあってはならない」としていますが、  
402 障害のある生徒が公立高等学校を受験し、定員内にもかかわらず、受け入れを事実上拒まれ  
403 るという事例も後を絶ちません。(\*22) また、知的障害のある生徒を受け入れる高等学校入試制  
404 度があるのは、全人教が把握している中では、大阪府と神奈川県と奈良県です。

405 大学入試センターでは、「合理的配慮」に基づく「特別措置」を実施していますが、個別の事情  
406 への対応は不十分で、この制度に知的障害に対する事項はなく、知的障害者は入試制度から排除  
407 されているのが現状です。文科省の「特別支援教育資料（2023 年度調査）」によると、特別支援  
408 学校高等部の卒業者のうち、進学する割合は 1.7%となっています。

409 就職にあたっては、障害のある子どもの進路を支援する社会の仕組みは十分でなく、賃金や雇  
410 用条件にも厳しい現実があります。(\*23)

411 分離教育が当たり前になっていないか、障害者を排除しがちな社会と一人ひとりがどう向き合  
412 っているのかを問い直し、「学びたい」と願う子どもや保護者のおもいを受け止め、子どもたち  
413 が地域で周りをつながりながら主体的に生きていくための取組が必要です。

414

#### 415 ◇外国につながる子どもたちについて

416 現在、さまざまな国につながる外国人の子どもが日本の学校で学んでいます。来日したばかり

417 の子どもたちの多くが日本語と日本の文化に馴染めず困惑し、中には孤立したり、学校を休みが  
418 ちになったりして、不登校・退学となるケースがあります。そういった子どもたちへの差別やい  
419 じめが課題となっています。一方で、学齢期でありながら通学していない子どもたちが約 8800 人  
420 にもものぼるという現実があります。(\*24)

421 来日して中学校に入ると、すぐに高等学校進学が課題となります。入学選抜にあたっての受け  
422 入れ枠や試験での配慮事項等は自治体によって違いがあり、受験制度は不十分です(\*25)。こう  
423 した子どもたちが進学を希望する場合、通常の入試でしか受験できない場合が多くあります。日  
424 本語能力の問題や家庭の経済的な事情から、希望した進路に進めない実態も見られます。また在  
425 留資格による厳しい壁もあります。(\*26)

426 2024 年 4 月から日本学生支援機構の奨学金(給付型)を受けることができるようになりました。  
427 しかし、日本で小学校から高校を卒業し、大学を卒業後も日本国内で就職する意思があることが  
428 条件となっており、経済的な壁を克服するには厳しい状況が続いています。

429 現在、日本の公立学校で働く外国籍教員が増えています。そうした教員が自分の経験をいかし、  
430 さまざまな機関にはたらきかけ、協力を得ながら、子どもの就職や在留資格の変更申請について  
431 サポートしていることが報告されています。(\*27) 文化や習慣、宗教だけでなく、来日するまで  
432 の学習歴、母語・母国語、日本語の習得状況等、外国とつながる子どもたちの進路保障のために  
433 配慮すべきことは多岐にわたります。(\*28) 在留資格等の制度やしきみについて、私たち一人ひ  
434 とりが知るとともに学びを深めることが求められます。こういった取組が特別なことではなく、  
435 すべての子どもを支える仕組みとして整えていくことが必要です。

436

#### 437 ◇多様な色覚特性の課題について

438 学校における色覚検査については、2002 年定期健康診断の必須項目から削除されました。しか  
439 し、2014 年の文科省「学校保健安全法施行規則の一部改正等について(通知)」において保護者  
440 への色覚検査の積極的な周知が奨励されてきました。(\*29) そして、学校での色覚検査は教職員  
441 によって「石原式検査表」で行われ、その結果だけで「色覚異常」と通知する等の問題が指摘さ  
442 れています。日常生活でほとんど支障のない遺伝形質に対して「異常」とすることを問題視し、  
443 日本遺伝学会は色覚特性の「異常」を「色覚多様性」と言い換えました。(\*30) 厚労省が刊行す  
444 る「公正な採用選考をめざして」も「色覚多様性(色覚異常)」としています。文科省の刊行する  
445 「色覚に関する指導の資料」や「色覚問題に関する指導の手引き」でも「色覚多様性」等表現を  
446 改めたものへの書き換えを求めています。学校教育の中で、「色覚多様性」に関する学習を深め、  
447 すべての色覚特性に対応するユニバーサルデザインを実現する取組を進めていかなければなりま  
448 せん。

449

#### 450 ◇「ヤングケアラー」の学力・進路保障について

451 「ヤングケアラー」経験者には、のちにその体験を自分の人生に活かすことができたと言語人が  
452 いる一方で、自分の時間や友人と過ごす時間、学習する時間等が確保できないことで就職する際  
453 に自分にできると思う仕事の範囲を狭めてしまうなどの影響を受けている人も存在します。

454 また、「ヤングケアラー」の中には、サポートが受けられず、孤立した状態にある場合があります。  
455 家族のケアをすることで「こころ」や「からだ」に不調を感じた時に、自分のことや家のこ  
456 とを話すことに踏み出せないと感じている子どもたちがいます。学校をはじめとして、あらゆる  
457 社会的な場面で子どもが相談できるような存在が求められます。

458

459 以上の課題をふまえ、以下のことに留意し取組を進めましょう。

- 460 ①生活保護や就学援助を受けている子ども、必要としながらも受けられずにいる子どもの実態を  
461 明らかにし、就学を支援する施策の改善と、どの家庭もこの制度を理解し、いつでも利用でき  
462 るような環境設定・充実を求めていきましょう。
- 463 ②定員内不合格をなくし、希望者の高等学校全入と後期中等教育の完全無償化をめざした取組を  
464 進めましょう。また、定時制・通信制高校の果たしてきている役割を明らかにしその実践を学  
465 習、交流しましょう。
- 466 ③児童手当や高等学校等就学支援金等により、就学が適正に保障されているか検証するととも  
467 に、進学を希望するすべての子どもが安心して学べる給付型奨学金制度の拡大充実をめざし、  
468 制度の現状と課題について明らかにしましょう。
- 469 ④障害者権利条約の理念をふまえ、「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」教育を実現させる

- 470 研究・実践活動を積みあげましょう。そして、「障害者差別解消法」の趣旨にのっとり、障害  
471 者が直面している、就学、進学、就職についての課題を明らかにし、進路選択の幅を広げてい  
472 く取組を進めましょう。
- 473 ⑤日本でくらししている外国につながる子どもたちの実態や、進路を阻む「制度」の課題を明らか  
474 にしましょう。また、さまざまな地域の機関・団体と協力・連携し、子どものおもいによりそ  
475 っていく取組を進めましょう。
- 476 ⑥採用選考時の血液検査、尿検査、色覚検査を含む健康診断を許さない取組を進めていきましょ  
477 う。また、「色覚多様性」に関する学習を深め、授業づくりを進めましょう。
- 478 ⑦不登校の子どもたちのくらしの現実や保護者のおもいから学び、すべての子どもが安心できる  
479 学校づくりや支援について取組を進めましょう。
- 480 ⑧「ヤングケアラー」の声を聞き、実態から見える学力保障や進路選択の課題を明らかにし、そ  
481 れぞれの子どもによりそった取組を進めましょう。

482

### 483 (3)公正な採用選考を求めて ～統一応募用紙の取組について～

484 「全国高等学校統一用紙（以下 統一応募用紙）」が制定されて、50年を過ぎました。1970年  
485 代前半まで全国で使用されていた「社用紙」（就職応募用紙）は、「本籍地」「家庭環境」「親の  
486 職業」「資産・収入」「信仰する宗教」「支持政党」「購読新聞」「自宅の畳の枚数」までも記入  
487 させるものでした。身元調査の実施や人事担当者の差別発言が横行し、本人の責任や努力と関係  
488 のないことで合否が決められる差別選考が行われていました。一方で、ほとんどの学校が就職と  
489 いう社会の戸口に立った生徒を企業に振り分けるという「進路指導」に終始し、企業がどのよう  
490 な観点で生徒を選考しているのか、不合格と判定された生徒の不調理由は何か等を問うこともな  
491 く、不合格となれば次の企業を受験させ、内定（採用）と決まれば「進路指導」の全過程が終  
492 るというサイクルが毎年続いていました。その結果、多くの部落の生徒や在日韓国・朝鮮人の生徒、  
493 ひとり親家庭の生徒は希望したくても受験をためらい、いざ受験しても就職差別によって不合格  
494 にされる現実がありました。（\*31）

495 「統一応募用紙」をつくりだす運動は「採用選考受験報告書」「追跡調査」の実施や面接時の  
496 不適切質問等に対する取組等、学校や教育委員会、労働行政が一体となった公正採用選考のシス  
497 テムを定着させました。（\*32）しかしながら、不適切質問等の問題事例は後を絶たず、事後の行  
498 政や学校の対応についても形骸化が指摘され、多くの人びとの協力と努力で実現してきた採用時  
499 における公正な採用選考制度やシステムが揺らいでいる状況が生じています。（\*33）また、職場  
500 におけるハラスメント、人権を無視した研修等も指摘されています。（\*34）一方、会社側が面接  
501 を行う際に「就職差別につながるような質問はしません」と受験者に宣言してから面接を開始す  
502 ることを求める取組が始まっているところもあります。就労保障の課題を明らかにしていくこと  
503 が求められており、「統一応募用紙」の趣旨のさらなる徹底を求める全国レベルの取組が問われ  
504 ています。

505 2020年1月、ハローワークシステムの更改において、「新規高卒、大卒等の求人票の記載項目  
506 についての見直し」がなされ、いくつかの項目が削除となり、生徒が企業選択を行うための情報  
507 が減り不利益につながるものが指摘されています。（\*35）また、「応募前職場見学」が「応募・  
508 選考」欄に移動したことにより、実質、選考の場となりつつあると報告されています。（\*36）「応  
509 募前職場見学」において不適切な質問やアンケートが行われたり、見学者への利益供与がなされ  
510 たりといった課題があります。

511 高等学校生の就職試験解禁日から、一定期間一社ずつ採用選考を受験していく就職慣行である  
512 いわゆる「一人一社制」について近年見直していこうとする動きがあります。（\*37）一人一社制  
513 への批判と慣行の見直し、子どもたちの進路選択にとって公平・公正なものとして妥当である  
514 かを議論し、見直しが行われた自治体でどのような影響があったかを注視していく必要があります。  
515

516 全人教は毎年加盟人同教と協力して厚労省や文科省へ「統一応募用紙」の趣旨の徹底と、現行  
517 の「統一応募用紙」の問題点の把握と、選考の手続き上必要のない情報の削除等改善に向けた要  
518 請行動を行っています。その一つが「性別」欄の削除要請です。厚労省は2025年に統一応募用紙  
519 を見直し、履歴書から「性別」欄を削除しました。しかしながら、調査書においては「性別」欄が  
520 あり、「課程名」欄も含め、課題が残されています。（\*38）今後も「生年月日」「顔写真」欄の  
521 削除や「氏名」を「名前」に変更する等、「統一応募用紙」の改定を求めていく必要があります。

522 （\*39）また、47都道府県の公立高等学校入学願書から「性別」欄が削除された一方で、統一応募

523 用紙から削除された「保護者」欄が残されている実態があります。このような就職で削除された  
524 ものが進学ではいまなお残されている問題があります。

525 近年では、インターネット社会において、現住所から身元調査をおこなったり、応募者の SNS へ  
526 の投稿内容を調べたりするなど、不適正事例も報告されています。私たちは現場からの声をさら  
527 に届けていく取組を強化していかなければなりません。

528 また、採用選考に AI(Artificial Intelligence 人工知能) が使われている事例があります。す  
529 すでに採用選考で、学生が志望動機等を書くエントリーシート (ES) や履歴書の書類選考や面接な  
530 どの場で AI を導入している企業があります。AI で選別されることで不利益を被っても、選別の  
531 過程を検証することは難しく、機械によって選別されていることを知らされないこともあり、人  
532 権を守るための規制がありません。このような採用選考や面接は、私たちが長年進路保障の重要  
533 な課題として取り組んできた採用時における差別選考を許さない取組に関わり、今後の大きな課  
534 題になると考えられます。

535 こうしたことは、高等教育機関の学生の、採用選考の場においても課題となっている現実があ  
536 り、就労保障の取組について、実態を把握することが必要です。

537 学校現場の世代交代が進む中で、教職員自身が「統一応募用紙」の歴史的経過や果たしてきた  
538 役割について理解できていない状況が生じています。就職差別撤廃の歴史から学ぶことのねらい  
539 は、被差別の立場に置かれた子どもたちが差別に立ち向かって生きてきた人びとを誇りとし、自  
540 らもそれに連なる生き方を選びとっていく力を育てることです。また、周りの子どもたちが差別  
541 と闘う生き方を自らの課題として受けとめていくことにつなげていかなければなりません。さら  
542 に「教職員」が子どもたちの進路を保障していくうえでの最も重要な教育条件であることへの自  
543 覚が求められます。

544

545 以上のことをふまえ、以下のことに留意し取組を推進していきましょう。

546 ①子どもたちが、労働者の権利を学び、将来展望をもって社会を生き抜く力を育てる取組を進め  
547 ましょう。

548 ②統一応募用紙の精神を教職員が共有するための、学校体制の整備や研修を進めましょう。

549 ③子どもたちが、統一応募用紙の精神を理解し実践できる力を育みましょう。

550 ④現行統一応募用紙にある「生年月日」「写真」欄の削除、調査書にある「課程名」や「性別」  
551 欄の削除等の改善に向けて取組を進めましょう。

552 ⑤「採用選考受験報告書」「追跡調査」等の実態調査を実施し、面接時の不適切質問等への取組  
553 を強化しましょう。

554 ⑥採用選考時に、差別選考につながるおそれのある健康診断をさせない取組を進めましょう。

555 ⑦「言わない、書かない、提出しない」取組を進め、就職差別をなくしていく生き方を通して子  
556 どもたちが共感、連帯していく、反差別のなかまづくりを進めましょう。

557 ⑧公務員採用に関わって、統一応募用紙の趣旨徹底を進めましょう。

558 ⑨ハローワーク等の労働行政や企業と学校が連携して、進路保障協議会等を組織し、差別を許さ  
559 ないネットワークをつくりましょう。

560 ⑩労働分野における、職業安定法改定による職業紹介事業の原則自由化等の規制緩和の課題を明  
561 らかにしましょう。

562 ⑪職業紹介や職業指導等での差別を禁止した「職業安定法(第三条)」の趣旨の徹底を図り、  
563 「雇用差別禁止法」の制定を見すえた取組を進めましょう。

564 ⑫身元調査お断り運動等社会教育の課題とつなげて取り組ましましょう。

565 ⑬女性・障害者・在日外国人・LGBTs 等の就労保障の課題を明らかにしましょう。

566 ⑭就職や資格・免許取得に関する、色覚等の「欠格条項」の問題点を明らかにし、実情に即した  
567 取組を進めましょう。

568 ⑮求人票(高卒者)の改定によって生じた課題について明らかにしましょう。

569 ⑯一人一社制の見直しの動きや見直しによって生じている課題について明らかにしましょう。

570

#### 571 (4) 高等教育への進学に関する公正・公平な取組について

572 学校基本調査(文科省 2024 年 12 月 18 日公表)によると、高等教育機関(大学・短期大学、  
573 高等専門学校および専門学校)への進学率は 87.3%、そのうち大学・短期大学への進学率は 62.3%  
574 で過去最高となっています。一方で、2022 年度の調査年度の調査では、大学・専門学校進学のため  
575 に日本学生支援機構の奨学金制度などを利用している学生は約半数にのぼり、大部分の学生が

576 貸与型の奨学金を利用せざるを得ない状況です。（\*40）私立大学へ通う学生であれば、社会人にな  
577 ったとたんに 500 万円前後の借金を背負うこととなります。近年、奨学金制度において本来必  
578 要な学生が申請できない不適切な事例が起こっています。また、奨学金の返済が困難になり追い  
579 詰められる若者が続出し、返済を苦しんで自死する問題も発生しています。（\*41）さらに、学生の中  
580 には、授業料が支払えず退学せざるを得ない状況もあります。早急な支援が求められる一方で、  
581 学校においても「反貧困学習」（\*42）を積極的に進めていかなければなりません。2020 年 4 月か  
582 ら高等教育の修学支援新制度（授業料等減免、給付型奨学金）（\*43）が施行されました。経済的  
583 にきびしい状況にある家庭への支援となることが期待されると同時に、制度から取り残された家  
584 庭の実態を明らかにすることが求められます。（\*44）

585 文科省が進める高大接続改革の中で、高等教育機関に進学する際の調査書・提出書類（推薦書）  
586 において、「学校推薦書」に「生徒の努力を要する点があれば記載する」項目が新しく追加され  
587 ている事例が報告されています。（\*45）高大接続改革の趣旨に反しているということで、次年度  
588 の「入学者選抜実施要項」からの削除を文科省に要請しています。（\*46）

589 また、大学入試の面接においても、不適切な発言や出願前にアンケートで実質的な事前審査が  
590 行われるなどの報告があり、実態把握とともに適正で公正な入学手続き、入学試験が行われるよ  
591 うに働きかけることが求められます。

592

593 以上のことをふまえ、以下のことに留意し取組を進めましょう。

- 594 ①高等教育機関に進学するための支援制度や奨学金制度の課題を明らかにしましょう。  
595 ②高大接続改革の趣旨に反する調査書・提出書類の問題点を明らかにしましょう。  
596 ③進学においても受験報告書等の取組を通して、入試における面接のあり方について課題を明  
597 かにしましょう。

598

### 599 (5)学校のあり方を問い直す(不登校の子や学校に来づらい子、教室に入りづらい子が示すもの)

600 2023年度の小・中学校の不登校児童生徒数は、34万6482人で、11年連続の増加で過去最多とな  
601 りました。不登校の子ども以外にも「学校に行きづらい」、「教室に入りづらい」といった子ども  
602 たちが存在していることが研究大会のレポートにおいても報告されています。

603 子どもを取り巻く状況は、競争主義、成果主義、能力主義により厳しいものがあります。全国  
604 学力調査をはじめ、自治体によっては独自のテストが行われ、数値化された「学力」によって序  
605 列化され、子どもたちは常に比較される状況に置かれています。また、校則や学習活動を中心に  
606 学校生活のあらゆる場面で同調圧力に苦しむ子どもがいます。

607 こうした状況を、子どもたちの学校文化に対する異議申し立てととらえる視点が必要です。学  
608 校や社会が、不登校の原因を子どものやる気や家庭の関わり方などの自己責任にしていないかを  
609 問い直し、すべての子どもたちにとって安心してできる場にしていくことが必要です。

610 2022年改訂の生徒指導提要には、「子どもの権利条約」の一般原則が明記され、2023年4月に  
611 施行された「こども基本法」では、子どもが権利の主体として位置づけられ、子どもの多様な学  
612 びを保障するための整備が進められています。子どもの声をていねいに受けとめ、子どもの意見  
613 表明が尊重された学校づくりが求められます。

614

615 以上の課題をふまえ、以下のことに留意し取組を進めましょう。

- 616 ①不登校の子どもや学校での生きづらさを抱える子どもの声を聴き、既存の学校文化の課題を明  
617 らかにしましょう。  
618 ②子どもの権利に根ざした学校づくりを子ども、保護者、地域とともに進めましょう。

619

---

## 620 Ⅲ. 人権確立をめざすまちづくり

---

621

622 全人教は、誰も排除されず、居場所や役割があり、住民一人ひとりが自らの存在と人権が守ら  
623 れ、生きがいを実感できる生活をつくりだすまちづくりを「人権確立をめざすまちづくり」とし  
624 て提起してきました。私たちはこれまで、障害のある人もない人も、高齢者や子ども等、すべて  
625 の人の人権が保障され、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりをめざしてきました。しかし、  
626 現実社会では、数多くの人権侵害が後を絶ちません。私たちは、そうした現実の問題意識をもち、  
627 解決のための活動を今後も粘り強く重ねていかなければなりません。

628 地域社会には、生きづらさを抱える人が多くいます。内閣府が行った2022年度「こども・若者  
629 の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳で推計146万人、  
630 同年齢層の2%余りにあたることが公表されました。ひきこもりの問題は、本人の努力や家族の  
631 自助努力だけで解決できるものではありません。ひきこもりの問題を個人の問題としてではなく  
632 社会の問題として捉え、社会のありようを問うていくことが重要です。また、さまざまな組織・  
633 団体が連携・協働し、地域の中で生きづらさを抱える人を支援していく仕組みをつくっていくこ  
634 とも重要です。今まさに、住民一人ひとりの人権が守られ生きがいを実感できる「人権確立をめ  
635 ざすまちづくり」が求められています。

636 現在、部落の所在地に関する情報やその地域を晒す動画等がインターネット上に投稿され、差  
637 別事件が頻発している状況にあります。さらには、ヘイトスピーチに象徴される社会的マイノリ  
638 ティの尊厳を脅かす言動や排外主義の横行、住民意識調査から今もって存在する根強い差別意識  
639 が明らかになっています。

640 法務省人権擁護局が2025年に公表した「令和6年における『人権侵害事件』の状況」によると、  
641 2024年のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の数は、1,707件で、前年から  
642 117件減少しました。しかし、被差別部落など特定の地区を晒す事案に限ると、過去最多の475件  
643 で、10年前の約18倍となっています。

644 2025年4月には「情報流通プラットフォーム対処法（以下 情プラ法）」が施行されました。  
645 この法律により、SNSを提供するプラットフォーム事業者は、削除要請があった場合に、一定期間  
646 のうちに、「削除するのか、しないのか」を判断し対応することが義務づけられることになりま  
647 す。インターネット上の人権侵害情報が放置され、拡散することへの早期救済の対応が義務づけ  
648 られたことは一定の成果であると言えます。しかし一方で、「権利侵害情報」を削除するか否か  
649 の判断は、プラットフォーム事業者の自主性にゆだねられており、対応に差が生じる可能性があ  
650 ります。2023年の「全国部落調査」復刻版出版事件の東京高裁判決では、「差別されない権利」  
651 が認められたものの、情プラ法において特定の地域が被差別部落であると指摘することは削除の  
652 対象となるかは明らかになっていません。国としての一定のガイドラインを示し、事業者の取組  
653 を積極的に支援していくことが求められています。

654 インターネット上での差別や誹謗中傷、デマ、プライバシー侵害等によって、現実に人命を奪  
655 うほど事態は深刻化しています。今後、さらに包括的な差別情報への対応を確立するとともに、  
656 インターネット上の差別禁止に関する法整備を実現していくことが求められています。

657 教育・啓発を通しては、すべての人が、部落問題に関する正しい認識を持ち、ネット上の差別  
658 投稿、デマ情報の間違いに気づき、反論・批判できるような取組が求められています。今後も、  
659 サイトの自主規制や差別禁止に有効性のある取組など、すべての人が安心して幸せに生きるこ  
660 のできるまちづくりを推進していかなければなりません。

661 出入国残留管理庁の統計（2024年6月）によると、日本に暮らす外国籍住民数は、358万8956  
662 人で、過去最高を記録した昨年よりもさらに5.2%増加しています。入管法改定により、外国籍住  
663 民数は今後さらに増加することが予想されます。日本語の習得や生活支援はもとより、さまざま  
664 な文化や価値観をもつ人びとがお互いの違いを認め合う多文化共生のまちづくりはいっそう重要  
665 性を増しています。私たちは、「日本に暮らす外国人住民は地域社会の大切な担い手である」と  
666 という視点を持ちながら、ともにまちづくりを進めていかなければなりません。まちづくりにさま  
667 ざまな国籍・年齢の人たちが参画することは、多様な視点を取り入れることができ、すべての人  
668 の人権が尊重され、より過ごしやすい社会をつくることにつながります。

669 研究大会を通して、行政、教育、自治会、運動団体、企業、宗教団体、NPO等多様な立場の人た  
670 ちが協働する実践を集め、「人権確立をめざすまちづくり」の具体像を追求していきましょう。

671

## 672 (1) 子どもの育ちを保障していく地域の教育力の充実

673 私たちは、厳しいくらしの実態がある子どもたちへの教育を保障するために、学校・園・所での  
674 実践を積み上げながら、社会教育、医療、福祉分野等で活躍する人たちとつながりながら取組  
675 をつくってきました。また、子どもたちが人権課題を解決する主体者としての社会的立場を自覚  
676 する地域活動を構築してきました。さらに、子どもたちが生き生きと学び、自己実現を図ること  
677 ができるようにするため、地域住民と協働する教育活動を進めてきました。

678 能力主義、同調圧力、自己責任、学力偏重教育といった現実社会の中で、孤立したり、生きづ  
679 らさ感じたりしている子どもたちが多く存在します。生きづらさを抱える子どもたちを支援する  
680 取組を進めるにあたっては、「差別の現実を捉えること」、「当事者のおもいや願いを丁寧に聴

681 くこと」など、取組の根幹となることが抜け落ちてしまってはなりません。あわせて、「居場所」  
682 を必要とする人がなぜ「居場所」を必要とするのかについても、丁寧に捉えていくことが大切です。  
683

684 子どもの育ちを保障する教育コミュニティづくりの具体的な営みやそれを支える地域の教育力  
685 の充実のために、以下のことに留意し取組を進めましょう。

686 ①子どもたちをとりまく差別の現実を明らかにし、学校・園・所、家庭、地域のさまざまな立場  
687 の人や組織がつながり、子どもの育ちを保障していきましょう。

688 ②部落の子どもたちをはじめすべての子どもたちが自分と社会の関わりを認識し、差別撤廃・人  
689 権確立をめざす主体として生きる力を高める取組を、学校教育と社会教育の連携の中でつくっ  
690 ていきましょう。

691 ③子どもたちを支えるネットワークの継続化、継承のあり方を交流しましょう。

692

## 693 (2) 部落解放子ども会活動の継承と発展

694 部落解放子ども会や中学生・高校生友の会は、部落差別の現実の中にいる子どもたちを何とか  
695 したいという地域や親の願いによって組織されてきたものです。そして部落差別に抗しながら生  
696 きてきた地域の先達の知恵と豊かな人間性や文化に学びながら、子どもたちが自らの社会的立場  
697 を自覚し、ふるさとに誇りをもつ取組を進めてきました。こうした成果を継承するとともに、地  
698 域や子どもをとりまく課題が多様化していることをふまえ、さまざまな人権課題を解決する学習  
699 活動へと発展させていくことが大切です。

700 少子高齢化や地域コミュニティの縮小化、行政の予算削減等を背景に、子ども会活動が停滞し  
701 たり、無くなったりしている地域もみられる中、地域住民が主体的に進める「地域の自主活動と  
702 しての子ども会活動」がさらに求められています。

703 今後も、部落解放子ども会活動を継承し発展させるために、以下のことに留意し取組を進めま  
704 しょう。

705 ①差別を許さないなかまづくりを軸にして、子どもたちが、部落問題をはじめとするさまざまな  
706 人権課題の解決をめざす主体者となるための力量を高める取組を進めましょう。

707 ②周辺地区の子ども会をはじめ、地域や学校での自主活動とつながり、拡がりをもった「子ども  
708 会」活動を展開していきましょう。

709 ③「子ども会」活動を支える場と人を保障する取組を進めましょう。

710 ④「子どもの権利条約」をふまえて、「子ども会」を地域ぐるみで育てるとともに、「子ども  
711 会」活動がまちづくりを担う人づくりとして位置づいていくよう取組を進めましょう。

712

## 713 (3) 地域住民が主体となって取り組む学習活動の展開

714 地域における部落問題をはじめとしたハンセン病問題・さまざまな感染症にかかわる問題・ヘ  
715 イトスピーチ等の人権課題を解決するためには、行政の施策とともに、住民が地域の状況にあわ  
716 せて自ら考え行動するような地域住民の主体的な参画による活動が必要です。そこで、まちづく  
717 りを進めるうえで、地域の自治会・社会福祉協議会や人権教育推進協議会・ボランティア・NPO 等  
718 の多様な主体が協働し、差別をなくすための活動が各地で創り出されています。また、災害時に  
719 備えるうえで、日ごろから住民相互のネットワークを構築し、「孤立している人はいないか」「情  
720 報が届いていない人はいないか」等地域の現状を把握する必要があります。そのためにも隣保館  
721 や地域交流の拠点となる施設等の果たす役割は大きなものがあります。それらは、住民の「居場  
722 所」や「相談場所」、「役割を見出す場」としての活動の拠点と言えるでしょう。

723 ハンセン病問題の当事者、部落問題の当事者など、「当事者」と言う言葉を、「差別を受けてい  
724 る側の人」として使用することがありますが、差別の問題に対する当事者は、私たち一人ひとり  
725 です。差別は、加差別の側（マジョリティ側）の問題です。とりわけ、「部落問題に関心さえ持つ  
726 てこなかった」、「自分自身が偏見や差別心を持っていた」など、加差別の側が自身の差別心  
727 を見つめることを通して、「反差別の立場を自覚する」ことが大切です。差別をなくす主体者とし  
728 て、私たち一人ひとりが地域や学校で自分の生き方を差し出しながら、反差別の側に立とうとし  
729 ているのが今問われています。被差別・加差別、それぞれの立場を自覚したうえで、地域住民  
730 が主体的に学習を展開していくことが大切です。

731 人権確立をめざすまちづくりの構築には、これまでの取組によって得られた組織や施設などの  
732 地域資産を活用しながら、地域住民のネットワークをさらに強めたり、新たに構築したりするこ  
733 とによって、地域の課題解決力を高めていくことが重要です。

- 734 今後も、地域住民が主体となって取り組む学習活動の展開に向けて、以下のことに留意し取組  
735 を進めましょう。
- 736 ①差別解消三法やハンセン病問題等の学習活動を、より広範な人びとと交流しながら実効性のある  
737 ものにしましょう。
- 738 ②多様な主体が協働することによってさまざまな立場の人が出会い交流し、反差別の視点に立つ  
739 たネットワークを構築しましょう。
- 740 ③地域に存する部落差別をはじめとするさまざまな人権課題の実態をとらえ、その解決に向け  
741 て、地域住民の主体的な参画による活動がどのような役割を果たすのか明らかにしましょう。
- 742 ④地域で進める人権課題の解決に向けた活動を通して、地域の人びとをどう励まし、自己がどのよ  
743 うに変容したのかを明らかにしましょう。

744

#### 745 (4) 学習活動につながる啓発活動の充実

746 行政には、住民のいのちと人権を守り、くらしを高めるための学習機会を提供する重要な役割  
747 があります。「人権教育・啓発推進法」第5条には、地方公共団体の責務として「人権施策を策定  
748 し実施していくこと」と明記されています。さらに「部落差別解消推進法」がその第1条に掲げ  
749 る「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ために、法の規定に基づ  
750 いた実効性のある施策が求められています。また、ネット上での誹謗中傷、デマの拡散、障害の  
751 ある人やLGBTsへの偏見・差別、ヘイトスピーチ等が後を絶たない社会状況をふまえ、被害者救  
752 済の視点に立った法や制度の構築が引き続き求められています。「障害者差別解消法」の具現化、  
753 LGBTsについての理解推進、外国籍住民の抱える課題への支援と地域住民との多文化共生、ハンセ  
754 ン病問題の解決をめざす啓発活動の充実も求められています。

755 行政による啓発活動は、担当部署に配属された人だけでなく、すべての職員の職責として推進  
756 されなければなりません。また、単に行事を遂行することだけを目的とするのではなく、住民の  
757 中にあるさまざまな偏見や差別につながる因習・迷信の不合理を明らかにし、生活のあり方を問  
758 い直すことで、あらゆる差別の撤廃とすべての人びとの人権確立をめざすことが必要です。

759 あわせて、企業の啓発活動は「企業内同和問題研修推進員」を設置する制度がつけられたこと  
760 から始まりました。現在は、「公正採用選考人権啓発推進員」と名称を変え、採用選考に関わる  
761 部落問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けた取組が進められています。

762 2011年に国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されたことにもない、日本では、  
763 2020年に、ビジネスと人権に関する行動計画が策定、2022年に「責任あるサプライチェーン等にお  
764 ける人権尊重のためのガイドライン」が策定されました。これにより、現在では、あらゆる組織で人  
765 権デュー・デリジェンス(\*47)が求められています。企業の人権を尊重する取組は、人権確立をめ  
766 ざすまちづくりに取り組んでいくうえで、大きな意味を持ちます。

767 多様な主体が連携し、学習活動につながる啓発活動を推進するにあたり、以下のことに留意し  
768 取組を進めましょう。

- 769 ①人権教育を推進し、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない社会をつくるために、行政・企  
770 業・社会教育関係団体・労働組合・宗教界・マスコミ・人権団体等の啓発主体が連携し、多様  
771 なネットワークを構築しながら活動を進めましょう。
- 772 ②「部落差別解消推進法」の趣旨に鑑み、部落が置かれている歴史的背景や解決されなければなら  
773 ない差別の実態、教育・文化に関する課題を把握し、その解決に向けての展望を明らかにし、具  
774 体的な学習の形態、内容、方法、推進体制をつくりだしていきましょう。
- 775 ③「部落差別解消推進法」を含む差別解消三法等の学習活動と行政による啓発活動をつなげ、差別  
776 を見抜き差別を許さない広範な人びとの自覚的な取組をつくるまちづくりを進めましょう。

777

#### 778 (5) 識字運動の拡がりと継承

779 国際連合において識字は人権であると捉えられてきました。識字運動は、同和教育の原点であ  
780 り、奪われた文字を取り戻す活動を通して自らを取り戻し、差別を見抜き、差別と闘うことので  
781 きる主体者を育てていくことをめざす「地域からの教育改革」の原点でもあります。これまでの  
782 識字運動は、識字の意義や内容について理解を深めながら、識字にまつわる地域の要求を掘り起  
783 こし、地域社会に人権文化を拡げる運動として取り組まれてきました。その中で、「書けない人」  
784 の姿を通して、「書ける」という文化が問われました。

785 近年、識字教室では、子どもたちの地区学習会とともに活動したり、外国につながる人たちが  
786 文字を学び情報交換する場としたりするなど、その取組を拡げている地域があります。このよう

787 に識字教室を、外国につながる人たちや教育的に不利な環境におかれている子どもたちの学びの  
788 セーフティネットとして機能させたり、そのための条件整備を行ったりすることが重要です。また、  
789 識字運動の歴史的経緯や識字教室に通う人たちのおもいや願い、教室が果たしてきた役割を  
790 教材化していくことも大切です。このように、識字運動の理念や成果を普遍化するための取組を  
791 進め、人権確立をめざすまちづくりの中に「識字の灯」を灯し続けていきましょう。

792 公立夜間中学認可をめざす自主夜間中学も各地で取り組まれています。また外国につながる人  
793 たちの増加に伴い、これらの場が日本語を習得する学舎としての役割も果たしており、NP0 等が主  
794 体となって外国につながりがある子どもたちの日本語習得や学習支援等が取り組まれている地域  
795 も増えています。日本語の習得は、進路保障につながったり、安定した就労の場を得たり、地域  
796 社会へ参画する機会を増やしたりすること等、不利益の悪循環を断ち切ることに繋がります。

797 教育機会確保法の制定により、全国の都道府県に公立夜間中学設置を求める取組が進められて  
798 います。文部科学省の調査では 2024 年 5 月時点で夜間中学に通う生徒は 1969 人となり、前回調査  
799 した 2022 年の 5 月よりも 1.3 倍に増加しました。2025 年 4 月より、新たに 9 校の公立夜間中学が  
800 開校し、全国で 62 校設置されることとなります。これまで、自主夜間中学を公立夜間中学にした  
801 り、新たに公立夜間中学を開設したりすることは、人権確立を図る取組として進められてきてお  
802 り、反差別や人権教育に取り組む教職員が中心的な役割を果たしてきたところもあります。今後  
803 も、設置への具体的な動きを求め、働きかけていく必要があります。同時に、公立夜間中学を必  
804 要とする人の掘り起こしを進めるとともに、ニーズを整理していなければなりません。

805  
806 多様な教育的ニーズがある中、識字運動がどのように継承され取り組まれているか、またその  
807 理念がどのような取組に発展しているか、具体的な実践をもちよって議論しましょう。

808 識字運動の拡がりや継承にあたり、以下のことに留意し取組を進めましょう。

- 809 ①識字運動への参加を通して、どのような自己変容が生まれるのか、明らかにしましょう。  
810 ②識字運動を通して、教育関係者や行政が果たしてきた役割を明らかにし、その成果をまちづく  
811 りの中に活かし、部落問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決の展望を拓いていきま  
812 しょう。  
813 ③識字学級、夜間中学、定時制・通信制高校、日本語教室等のネットワークづくりを進め、さま  
814 ざまな状況の中で学びを奪われている子どもやおとなの存在を明らかにし、学びをとりもどす  
815 運動を進めましょう。  
816 ④非識字者の視点から識字社会の差別構造を問い直し、解決すべき課題を明らかにしましょう。

817

## 818 (6) 地域における文化活動の創造

819 「演劇」「まつり」「解放文化祭」「和太鼓」等の活動を通して地域の歴史、くらしや仕事と結  
820 びついたり踊り等の文化活動が見直されています。この活動は、部落差別に立ち向かってく  
821 らしてきた人びとの生き方から学び、その中にある人間性の豊かさや魅力をなかまとともに再発  
822 見していこうとするものです。こうした活動の中で、子どもたちが主体となって地元につながる伝  
823 統行事や文化活動の歴史的経緯を学び伝えていく取組が進められています。

824 また、外国につながる子どもたちが食文化や民族舞踊を継承していく取組や多文化共生をテー  
825 マにしたイベントを通して、自らのアイデンティティを形成し、地域の住民に発信していく取組  
826 が行われています。多文化共生社会の実現に向かう人権確立を求めるまちづくりとしての新しい  
827 文化活動の創造も視野に入れることが大切です。

828 地域における文化活動の創造にあたっては、以下のことに留意し取組を進めましょう。

- 829 ①差別の中を生き抜いてきた人びとの歴史、芸能、伝承、仕事等、さまざまな文化を掘り起こ  
830 し、その豊かさをひきつぎ、さらに創造・発展させましょう。  
831 ② 差別に立ち向かって生きてきた人びとの生活の中にある「たくましき・やさしき・かしこさ」  
832 や自信と誇りを明らかにし、生活を高める課題に取り組みましょう。  
833 ③これらの取組からひきだされる成果・課題を大切に、部落内だけでなく、「人権のまちづく  
834 り」に向けて、行政や住民が協働して、すべての地域でそれらを共有化していく取組を進めて  
835 いきましょう。  
836 ④地域における課題を明らかにするとともに、その課題と結びついた新たな文化活動を創造して  
837 いきましょう。

838

---

## IV. 第76回全国人権・同和教育研究大会の成功を期して

---

839  
840  
841 公益社団法人 全国人権教育研究協議会(全人教)は、「差別の現実から深く学び、生活を高  
842 め、未来を保障する教育を確立しよう」をテーマに、毎年全国人権・同和教育研究大会(研究大  
843 会)を開催し、全国各地の人権・同和教育の実践を交流し、学び合ってきました。1953年、前  
844 身である全国同和教育研究協議会(全同教)結成以来、76回の学びを積み上げ、今回が76回の  
845 研究大会となります。

846 今回は、当初予定していた開催地が諸般の事情で開催できなくなり、急遽開催地の変更をせざる  
847 を得ない状況となりました。このような経過を辿りながらも、何とか開催の見通しに至ったのは、とりわけ会場をお引き受けいただいた、関西学院大学、近畿大学、大阪公立大学の3大学、  
848 さらには、兵庫県人教、大阪府人連、大阪市人教のみなさまの、第74回大会に続くご協力のおかげであると考えています。全人教に集うみなさまの、大会の開催を絶やすわけにはいかないと  
849 いう強いおもいに、主催者として心より感謝申し上げます。

852 このような経緯から、今大会は緊急的な開催となり、参集するみなさまのエネルギーを感じる  
853 全体会ができないことを大変心苦しく感じています。ただ、3つの大学の協力を得ながら開催でき、今後、大学教育との連携を図る新たな機会となったことは成果のひとつであると考えています。  
854  
855

856 さて、今大会の実行委員会のスローガンは、

857 「子どもたちの『事実』を出発点に、そこに向き合う具体的な『実践』をとおして、  
858 人類普遍の真理を探究し、すべての人権が確立された社会を実現しよう！」

859 としました。

860 全同教結成当時、部落差別により、多くの被差別部落の子どもたちが「長欠・不就学」の状況  
861 に置かれました。ところがこうした子どもたちの状況を、当初わたしたちの先達は、「親の無理解・子の怠学」ととらえていました。その後、「子どもたちの教育を何とかしたい」と家庭に向  
862 向き、被差別部落の現実を知ることになります。そこから、その背景にある部落差別や社会構造  
863 を見抜き、解決に向けた取組につなげてきた歴史的背景があります。この当時、家庭を訪問し保  
864 護者と話したり、子どもの学習を支援したりと、地域に入り込む姿から、「靴減らしの教育」と  
865 という言葉が生まれました。

867 この道筋は、現在全国各地で取り組まれている外国につながる子どもたちや障害のある子ども  
868 たちなど、さまざまな子どもたちに関わる差別問題を解決することにも通じます。これまでの教  
869 育実践から、改めて子どもたちにとって大切な取組は何なのかを整理するとともに、同和教育実  
870 践で教訓化され、すべての子どもの豊かな暮らしを保障してきた取組から学び、新たな取組を模  
871 索することも今後大切になります。

872 子どもたちの姿は、現在、抱える困難が多様化・複雑化しています。その背景に何があるの  
873 か、そこにはどのようなおもいがあるのか、「推測」ではなく、くらしや生い立ちの『事実』を  
874 確かにとらえること、また、とらえた『事実』に向き合う具体的な『実践』をとおして討議する  
875 ことの大切さを改めて確認したいと考えます。

876 急速なグローバル化と多様化する社会を生きるわたしたちは、今大会に参集されるみなさまと  
877 ともに、一人ひとりの生き方を問うと同時に、社会の制度等を改善する社会変革の取組をすす  
878 め、人類普遍の真理を探究しながら、すべての人権が確立された社会の実現をめざし、2日間と  
879 もに学びたいと考えています。みなさまのご協力をお願いします。

---

### ☆取組の基盤となる人権及び人権教育をめぐる状況と課題

---

#### 1. 人権をとりまく社会状況

884 (1) 国際的な状況

885 ◇人権に対する認識

886 1948年国際連合(国連)は、第二次世界大戦が多くの犠牲者と社会の破壊を招いたことへの深い反省から、あらゆる人びとの人権の保障こそが、自由、正義及び平和の基礎であること等を確  
887 認し、世界人権宣言を採択しました。宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由で  
888 あり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心を授けられており、互いに同胞  
889 の精神をもって行動しなければならない」(第一条)と規定し、人権保障の国際的な基準を示し  
890 ました。

892 宣言採択後、多くの国際的な人権にかかわる条約や規約が採択され、世界では、「人権」は、  
893 あらゆる立場の人にとって等しく保障されるべきものであることが当然の認識となっています。  
894 (\*48)

895

896 ◇人権が守られない諸状況

897 しかし、大戦後も、世界各地で戦争・紛争や武力衝突がおこり、テロ・暴力と差別・迫害が絶え  
898 ませんでした。さらに、経済のグローバル化の進行とともに、経済至上主義と競争原理の考え方が地球を  
899 が席巻し、豊かな国と貧しい国の格差がますます広がりました。一つの国の中でも格差  
900 が拡大しています。(\*49)ほかにも環境問題、食料資源問題、人口問題、戦争・紛争等、人権に  
901 つながる多くの問題が深刻化しています。

902 そのような中、世界各地で移民・難民を敵視し、排外的な自国第一主義を主張する勢力が拡大  
903 し、人種・民族・宗教・政治体制等のちがいを理由に、世界的に分断と対立がすすみ、人権を無視  
904 する事態が生まれています。

905 近年では、2022年2月に始まったロシアのウクライナへの軍事侵攻はいまだに続いており、多  
906 くの人の命とくらしが奪われています。また、パレスチナをめぐる国際的な紛争もようやく収束  
907 に向けて動き出しましたが、国際社会は政治的、経済的に対立が続いています。また、紛争や迫  
908 害によって移動をしいられた人(難民・国内避難民)は、2024年5月時点で1億2,000万人に達  
909 し、過去最大、12年連続の増加となっています。(国連難民高等弁務官事務所 UNHCR 2024年)。

910 戦争は最大の人権侵害です。今後、全世界のさまざまな国・地域で生きる人びとの命とくらし  
911 をどのように守り持続可能な社会を創るのか、重大な課題が私たちに突きつけられています。

912

913 ◇人権を守る動き

914 平和と人びとのくらしが脅かされる状況に対して、国連及びその専門機関であるユネスコ  
915 (United Nations Educational and Scientific Cultural Organization 国際連合教育科学文化  
916 機関)は、世界的に人権教育の取組を進めてきました。国連とユネスコは1994年に「平和・人権・  
917 民主主義のための教育に関する宣言」を採択し、宗教上の不寛容・テロ・国際的な貧富の格差に  
918 よって人権侵害がもたらされ、平和・人権・民主主義が脅かされていることに警鐘を鳴らしまし  
919 た。ユニセフ(United Nations International Children's Emergency Fund 国際連合児童  
920 基金)はすべての子どもの命と権利を守るために、最も支援の行き届きにくい子どもたちを最優  
921 先に、保健・栄養・水と衛生・教育・暴力や搾取からの保護・HIV/エイズ・緊急支援・アドボカシー  
922 などの支援を進めています。また、国連の人権理事会は国連に加盟している各国の人権保護状  
923 況を審査し、人権を守るための勧告を出し続けています。

924 また、創設70周年にあたる2015年、国連は、現実にある各国内や各国間の不平等を是正し、  
925 共同して「環境」「経済」「社会」の諸課題に取り組むSDGsを、加盟国の全会一致で可決しまし  
926 た。17の目標と169のターゲットを2030年までに達成するという目標を示し、行動を開始しま  
927 した。先進国の経済的繁栄が、開発途上国の“取り残された人びと”の困難さにつながることを  
928 深く理解し、そのうえで、SDGsを全世界の取組にしていくことが求められます。

929

930 (2) 国内状況

931 第二次世界大戦後、先達は、部落問題の解決なくして民主教育はないことに気づき、その解決  
932 をめざす教育に取り組んできました。その中で、さまざまなマイノリティの人権がないがしろに  
933 されてきたことに気づき、部落問題のみならず、個別の人権問題の解決に向けて多くの人が協働  
934 し、粘り強く着実な取組を進めてきました。その結果、現在では“人間の尊厳を守り、人権を尊  
935 重することがなによりも大切である”との認識を広く共有できるようになりました。

936 しかし、部落問題をはじめさまざまな人権問題が、解決されたわけではありません。差別を温

937 存してきた考え方は、いまだに根強く存在しています。貧困等により人びとが生きづらくさせら  
938 れている社会状況とも重なり、個人の尊厳と人権を否定する不寛容な風潮が広がり、さまざまな  
939 人権侵害が起こっています。また、情報技術の飛躍的な発達と並行して、ネット上には部落差別  
940 を煽る情報や在日韓国・朝鮮人へのヘイトスピーチをはじめ、社会的マイノリティや社会的弱者  
941 への攻撃があふれています。また、様々な情報が発信され、それが差別的な情報であっても、そ  
942 れに同調する動きにより、大切な命が奪われる出来事も起きています。

943 また、昨年1月の能登半島地震や9月の豪雨の影響により、いまなお多くの人々が不安を抱え、  
944 展望が見いだせない生活を余儀なくされています。その中で、学校教育での取組が研究大会で報  
945 告されるなど、地道な取組もすすめられています。

946

#### 947 ◇部落問題

948 これまでの教育・啓発・運動により、全同教が結成された72年前に比べて、部落問題は解消に  
949 向けた取組がすすみ、状況は改善しつつあります。それでも、部落問題は厳然と存在しています。

950 2016年、「部落差別解消推進法」が施行されましたが、これは、部落問題が現在も厳然とあり、  
951 解決すべき問題であることを表しているといえます。

952 (詳しくは、「部落問題の現状と課題」をご覧ください。)

953

#### 954 ◇障害者への差別の問題

955 2022年8月、国連の権利委員会は、「障害者権利条約」を受け、日本政府がどのような取組を  
956 してきたのか、初めて審査を行い、総括所見を出しました。そこで権利委員会が最も重視したの  
957 は、「自立した生活および地域生活への包容」と「教育」です。「障害のある子どもを含む障害者  
958 が、施設を出て地域で暮らす権利が保障されていないこと」、また、「障害のある子の中に、いわ  
959 ゆる“通常”の学級で学べない子がいること」を問題視しました。

960 今後、インクルーシブな方向性を持つ“通常”学校を創ることで、障害のある子どもだけでなく、  
961 多様な子どもたちが安心して過ごし、自分のことを表現できる学校園所のあり方を模索して  
962 いくことが大切です。

963

#### 964 ◇日本に住む外国人への差別の問題

965 歴史的な経緯で、日本での生活を余儀なくされた韓国・朝鮮や中国につながるのある人への差  
966 別は残り、朝鮮学校は高校無償化制度から排除され、ヘイトスピーチやネット上での差別投稿、  
967 ウトロ地区での放火を伴うヘイトクライムなど、いまだに差別は厳然と存在しています。

968 技能実習制度や留学名目で受け入れてきた外国人労働者は、230万人(厚労省「外国人雇用状  
969 況」の届け出状況まとめ、2024年10月現在)にも上ります。外国人労働者が増加の一途をたどる  
970 一方で、職場や社会における差別が大きな問題となっています。在日外国人を対象とした差別被  
971 害などに関する実態調査(2017年法務省)では、過去5年間に外国人であることを理由に差別的  
972 なことを言われた経験が「よくある」「たまにある」と答えた人は合わせて29.8%でした。これ  
973 らは、日常生活だけでなく職場環境にも及び、外国人労働者の働きやすさや定着に影響を与えて  
974 います。

975 特に、労働条件に関しては、賃金の未払い、長時間労働、さらには不当な解雇が問題視されて  
976 います。また、外国人労働者が直面する言語や文化の違いが、職場でのコミュニケーション不足  
977 を引き起こし、それがパワハラや孤立感につながることもあります。企業が積極的に多文化共生  
978 の意識を持ち、平等な労働条件の整備をすすめることが大切です。

979

#### 980 ◇難民の問題

981 戦争や紛争による迫害や恐怖から逃れ、貧困や飢餓、感染症から助けを求める難民の受け入れ  
982 が、日本は極端に少ない現状(\*50)があります。出入国管理法が2024年6月に「改正」されま  
983 した。改正法では、難民認定の申請中は強制送還が停止される規定について、3回目の申請以降  
984 は「相当の理由」を示さなければ適用しないことになりました。また、退去するまでの間、施設  
985 に収容するとした原則を改め、入管が認めた「監理人」と呼ばれる支援者などのもとの生活でき  
986 ることなどが盛り込まれました。一方、外国人の支援団体などからは「難民認定申請者が迫害の  
987 待つ国に強制送還されるおそれがある」との批判も根強く、審査の透明性や公平性の確保など課  
988 題も指摘されています。

989

990 ◇格差と貧困問題

991 世界のグローバル化を迫るように、日本においても経済のグローバル化がすすんでいます。さ  
992 まざまな規制が緩和された結果、あらゆる場面で「競争」「効率化」が進められ、雇用状況が大き  
993 く変化してきました。非正規雇用労働者は4割近くに上り、正規雇用労働者も「過労死」を引き  
994 起こすような過酷な労働環境に置かれています。経済格差は拡大し、貧困層の増加・固定化が進  
995 んでいます。

996 その影響は社会的弱者に顕著に表れています。日本におけるひとり親世帯の就業率はOECD加盟  
997 国でも比較的高い状況にありますが、ワーキングプアの状態が深まっています。厚生労働省（以  
998 下、厚労省）の「国民生活基礎調査」（2019年）では、7人に1人の子どもが相対的貧困状態に  
999 あります。（\*51）

1000

1001 ◇ひきこもりの問題

1002 内閣府は、2023年3月に2022年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」を公表しまし  
1003 た。それによると、広義の引きこもり状況にある（「趣味の用事の時だけ外出する」「近所のコ  
1004 ンビニ等には出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」）の  
1005 いずれかを選択した人のうち、現在の状態となって6か月以上かつ病気等を理由としない15歳か  
1006 ら39歳の人2.05%、40歳から64歳の人2.02%でした。全国的にみると、146万人がその状  
1007 況にあります。そのうち、行政などの相談、支援を受けていない人が40%を越えます。引きこも  
1008 りの状況にある人が社会参加できるように、さまざまな対策が必要です。併せて、このような状  
1009 況を生み出す背景を社会の問題としてとらえ、根本的な解決を図る必要があります。

1010

1011 ◇自死の問題

1012 この10年間自死者数は減少してきましたが、厚労省の「令和6年中における自殺の状況」（2025  
1013 年1月集計）によると、2024年1月～12月は、前年（確定値）より1569人減少し、2万268人  
1014 （暫定値）でした。減少したとはいえ、依然として2万人を超え、特に児童生徒は527人（高校生  
1015 349人・中学生163人・小学生15人）と増加しています。また奨学金の返済苦が23人と、将来へ  
1016 の選択を支援するための「奨学金」が、逆に若者を絶望させ、命を奪っている現実にも注目しな  
1017 ければなりません。2024年度より、高等教育での修学支援制度の対象範囲の拡大、大学院の授業  
1018 料後払い制度、減額返還制度の見直しが行われましたが、今後もその推移に注目する必要があります。  
1019

1020

1021 ◇感染症にかかわる問題

1022 新型コロナウイルス感染症の広がりによる不当な差別・忌避・排除・攻撃等は、私たちの社会の  
1023 人権意識の脆弱さを露呈しました。改めて私たちが進めてきた人権教育の内実を検証することが  
1024 必要です。感染症との闘いは、命と健康を守る闘いであると同時に、人権と自由を大切にす  
1025 る、民主主義社会を守る闘いでもあります。

1026 私たちは新型コロナウイルス感染症やハンセン病、エイズ等の感染症に伴う深刻な人権侵害の  
1027 事実と、それに抗する人びとの闘いに学び、人権教育の重要な柱としての実践が求められていま  
1028 す。

1029

1030 ◇「性」にかかわる差別の問題

1031 日本も含め、世界30か国の成人22,514人に行われた「イプソスLGBT+プライド2023」の調  
1032 査で、LGBT+を自認する人口の割合は平均で約8%でした。ところが男女二元論の社会ではその存  
1033 在が認知されず、自認する性で行動しようとしたとき、家族が許してくれず、親から「もっと男  
1034 らしくしなさい」と叱られたり、結婚祝い金や休暇、家賃補助などについて、異性愛を前提とし  
1035 て整えられていたりする現実もあります。

1036 2023年、『性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関  
1037 する法律』が施行されました。そこでは、国、自治体をはじめ、学校、企業も理解の増進に努める  
1038 ことが定められています。

1039 2025年、国際女性デーが国連で1975年に制定され50年を迎えました。世界経済フォーラムが  
1040 発表する「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は依然として低い状況（2024年版で146か国  
1041 中118位）です。男女の雇用形態や収入格差といった経済分野、議員等に占める女性の割合とい  
1042 た政治分野でそのような結果につながっています。国際女性デーは、ジェンダー平等の実現を考

1043 える大切な機会です。今後は国、企業とともに、教育も改めて現状について考え、取組をすすめ  
1044 ることが求められます。

1045 LGBTQ+は性的少数者それぞれを表す言葉ですが、国連は、全ての人が含まれる「性」の表現と  
1046 して、SOGI (E) を使っています。SOGI (E) は、LGBTQ+ を包括し、多様性の尊重にも通じる言葉  
1047 であると言えます。ユネスコは単に生物学的な知識を教えるだけではなく、包括的性教育を提唱  
1048 しています。家族・友人関係等からはじまり、コミュニケーションスキル、性暴力防止など、さ  
1049 まざまな視点から性を捉える内容です。これは人権を基盤とし、心身の健康や持続的な幸福を実  
1050 現するための教育です。

1051 これらの視点を踏まえ、単なる生物学的な性にとらわれることなく、自分らしく生きること、  
1052 自分を大切に、相手も尊重できる社会の創設に教育の力は必要です。

1053

#### 1054 ◇人権侵害に対する法律の状況

1055 2016年「障害者差別解消法」が施行され2024年4月、法律は一部改正され、「合理的配慮の提  
1056 供」は義務化されました。

1057 同じく2016年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する  
1058 法律」（ヘイトスピーチ解消法）(\*52)、「部落差別解消推進法」が施行されました。

1059 また2019年には、アイヌ民族を「先住民族」として初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊  
1060 重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ民族支援法）(\*53)が制定さ  
1061 れ2023年には、「LGBT理解増進法」、2024年には、「情報流通プラットフォーム対処法」が制定  
1062 されるなど法整備が進んでいます。

1063 これらの法律に基づき、包括的差別禁止や被害者救済、実態調査の実施等を盛り込んだ新しい  
1064 差別解消に向けた自治体条例が各地で制定されつつあります>(\*54)これらの法律を契機として、  
1065 包括的差別禁止や被害者救済、実態調査の実施につながるよう、法律の改正、自治体条例の制定  
1066 につなげなければなりません。

1067

## 1068 2. 子どもたちをとりまく人権課題

### 1069 (1)子どもにあらわれる人権課題

#### 1070 ◇子どもの貧困の問題

1071 多くの子どもが「貧困」の状況に置かれています。

1072 内閣府や文科省の調べによると、生活保護家庭の子どもたちの高校進学率は平均より約5%低  
1073 く、大学進学率は半分以下となっています。このように経済的に厳しい環境と、それに起因する  
1074 教育機会の制限によって、子どもたちは進学や就職等への選択肢を奪われています。また、子  
1075 どもの養育は家庭の責任とする考え方が根強く存在し、「自分の経済状況は自分が招いた結果」と  
1076 する自己責任論も経済的に厳しい家庭を追いつめています。そして、おとなになってからの生活  
1077 の不安定さ、子育ての困難さ等、親から子へと貧困の不利益が連鎖しています。

1078 日本では子どもや子育て家庭に対する公的支出が少ない現状があります。子ども食堂や放課後  
1079 児童クラブ、学童保育やフリースクール等、民間団体や市民を含め、さまざまな立場の人たちが連  
1080 携して子どもや親を支援する仕組みとともに、子どもや子育て家庭への十分な公的支援が必要で  
1081 す。

1082

#### 1083 ◇いじめの問題

1084 文部科学省（以下、文科省）「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調  
1085 査」（2023年度調査2024年10月公表）によると、全国の小・中・高校・特別支援学校で認知した「い  
1086 じめ」件数は73万2568件で、前年度から5万件増え、3年連続の増加となり過去最多となりまし  
1087 た。2013年のいじめ防止対策法施行から10年が経過し、教育現場でのいじめの積極的な把握や  
1088 SNS上のネット上のいじめの積極的な認知が進む一方で、重大事案も増加し、過去最多の1306件  
1089 となりました。

1090 厚生労働省による「2024年自殺者数」では、小中高生は529人で、統計を取り始めた1980年以  
1091 降で過去最高となりました。原因や動機では、「いじめ」を含む「学校問題」が増加となりまし  
1092 た。「いじめ」は差別であり人権侵害です。いじめを絶対に許さないという対応は重要ですが、  
1093 「いじめ」を行った子どもに責任を負わせるだけでは解決とはいえません。かつて私たちの先達  
1094 は、問題行動や校内暴力を起こしてしまった子どもたちの背景に迫りました。家庭訪問を繰り返  
1095 し、子どもや親のくらしの現実を知り、問題行動や校内暴力を起こした子どもに問題があるので

1096 はなく、生活の背景や社会にこそ問題があると捉え教育に取り組んできました。  
1097 私たちは、人権教育に取り組むことを通して、「子どもの人権を徹底して守る」視点を明確に  
1098 し、「いじめ」を生じさせない子どもの豊かな関係をつくりだす教育が求められています。さら  
1099 に教職員が「いじめ」の背景にある課題に迫り、子どもの声を聴くことのできる関係、子どもの  
1100 生きづらさやしんどさを受け止める環境をどう築いていくのかを通して、いじめ問題の解決をめ  
1101 ざした教育の創造を進めていきましょう。

1102

#### 1103 ◇虐待の問題

1104 子どもの生命が奪われる等、重大な児童虐待事件も後を絶ちません。2023年度の児童相談所  
1105 の児童虐待対応件数は、22万5509件（厚生労働省3月発表）で過去最多になっています。こども  
1106 家庭庁は、これについて、心理的虐待の増加と、警察等からの通告の増加、関係機関の児童虐待  
1107 防止に対する意識や態度の高まりにより、通告が増えたと説明しています。虐待をする親自身が  
1108 経済的な厳しさや被抑圧・被虐待の育ちを強いられ、自らを大切に生きる生き方を奪われてきたこ  
1109 とが、子育ての場面で子どもへの虐待という形で表れてくるのではないかと考えられます。

1110 政府は児童福祉法の改正により、虐待の発生子予防から自立支援までの一連の対策の強化を行  
1111 いました。また、児童虐待の防止等に関する法律の改正により、司法がより強く措置に関与でき  
1112 るようにしてきました。児童相談所への相談・通報が増え続けている今、児童福祉司を2年間で900  
1113 人増員し、体制を強化する方針である。と、こども家庭庁からの発表も行われました。また、地  
1114 域社会のつながりが希薄になり、厳しい育ちを強いられた親がますます孤立し、子育ての重圧に  
1115 押しつぶされないように社会全体での支援が必要です。すべての家庭で子どもが安心・安全に生  
1116 きることができる仕組みや地域社会を創造していくことも大切です。2023年4月に発足した「こ  
1117 ども家庭庁」が、虐待対策の中心になりますが、親や家庭の支援の視点だけでなく、子どもの権  
1118 利を守る取組を注視していきましょう。

1119

#### 1120 ◇不登校の問題

1121 近年、不登校の状態にある子どもが増え続けています。文部科学省は2024年10月、「令和5  
1122 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公表しました。  
1123 2023年度における小中学生の不登校数は34万6482人。前年度から4万7434人（15.9%）増の  
1124 11年連続増加し、過去最多となりました。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の  
1125 機会の確保等に関する法律」（2016年）では、民間のフリースクールや公立の教育支援センター  
1126 等、学校以外の教育機会を確保する施策を国と自治体の責務と定めています。しかし、不登校へ  
1127 の効果的な対策は見いだせていません。2023年3月文科省は「誰一人取り残されない学びの保障  
1128 に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を策定し、不登校対策を行うよう通知を出しました。そ  
1129 の中で、“学校風土の「見える化」”が提唱されており、「児童生徒の授業への満足度や教職員  
1130 への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、関係者が共通認識をもって  
1131 取り組むことにより、安心して学べる学校づくりを進めることが期待される」と述べています。  
1132 不登校は子どもや保護者の自己責任ではありません。学校・園・所で脈々と引き継がれる伝統や  
1133 文化が子どもたちに生き辛さをもたらしているのではないか、子どもたちの育ちを阻害してい  
1134 るのではないか、学校の当たり前を今一度問い直す必要があります。子どもの不登校の問題を学校  
1135 のありようや社会のありようへの異議申し立てととらえ、子どもたちの声をしっかり受け止め議  
1136 論を進めましょう。

1137

#### 1138 ◇ヤングケアラーの問題

1139 通学や仕事をしながら高齢や障害、病気等で援助が必要な家族を介護したり、きょうだいの世  
1140 話をしたり、家事労働等本来おとなが担うような役割を日常的に行っている「ヤングケアラー」  
1141 と呼ばれる18歳未満の子どもが増加しています。

1142 厚生労働省と文科省は2020年12月公立中学校2年生、公立高校2年生合わせて1万3000人対  
1143 象に「ヤングケアラー」の全国調査を行いました。中学校2年で5.7%、高校2年で4.1%の子ど  
1144 もから「世話をしている家族がいる」との回答があり、周りに相談できず孤立していく実態が明  
1145 らかになりました。2021年度は小学生、大学3年生に対する調査が行われ、小学生の6.5%、大  
1146 学3年生の6.2%が「家族の世話をしている」と回答し、生活や学びに対する影響が大きく、心理  
1147 的にも大きな負担があることが明らかになっています。（\*55）近年の調査研究や報道等によりヤ  
1148 ングケアラーの認知度が向上してきました。経済格差、家族のありよう、介護の問題等さまざまな問

1149 題の社会的な解決と、子どもたちを支援する仕組み（\*56）が必要です。

1150

### 1151 ◇外国籍の子どもの問題

1152 近年、外国籍（重国籍）の子どもが増加しています。その在留資格も多様化しています。しかし、日本に住む外国人の義務教育就学年齢の子ども 15 万 695 人（2024 年 8 月文部科学省調査）  
1153 のうち、8,601 人が学校に通えず不就学の状態に放置されている実態や、通学していても「日本語  
1154 教育が必要」とされた子どもで、誰からの支援も受けられていない「無支援状態」の子どもも多く  
1155 います。また、一般の高校生と比べて中途退学率が高く、非正規就職率も高くなっています。  
1156 10 代後半の外国人の子どもが教育や就労から排除された状況に置かれるリスクは極めて高くなっ  
1157 ています。また、日本人と外国人親の間で生まれた子どもたちが文化の差、慣習の違い、あるい  
1158 はDV等で、ひとり親家庭になり、貧困の状態や不就学になっている等、厳しい状態に置かれな  
1159 がら支援が届きにくい状況があります。世界人権宣言における「すべての人が教育を受ける権利」  
1160 が保障されるよう、外国籍の子どもたちとのつながりを作り、子どもたちの声を聴ける場が必要  
1161 であり、誰一人取り残さない教育の実現が必要です。

1162

## 1163 (2)子どもをめぐる教育条件の課題

### 1164 ◇教員不足の問題

1165 子どもにとって、学校は安心して安全に学ぶ場として非常に大きな役割を担っていますが、す  
1166 べての子どもたちにとって安心できる場になっていない現実があります。

1167 現在、公立学校の教職員の不足が明らかになっています。2022 年 1 月 31 日文科省による「『教  
1168 師不足』に関する実態調査」によると、2021 年度の始業式時点で、小中学校・特別支援学校・高  
1169 等学校あわせ、2,558 人という結果が公表されました。2023 年度の全国の都道府県・政令市の教  
1170 育委員会のアンケート調査によると、2021 年度よりも「悪化した」「同程度」が 83.8%と教員不  
1171 足はより深刻化しています。地域によって状況の違いはありますが、子どもの教育を保障する観  
1172 点から、教員不足が非常に深刻な状況にあることは、教育の内実に深い影響を与えます。早急な  
1173 解決が求められます。

1174

### 1175 ◇夜間中学にかかわる問題

1176 2016 年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が  
1177 成立し、同法第 14 条において、すべての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の  
1178 措置を講ずることが義務付けられました。現在では 41 都道府県に 62 校が設置されています。  
1179 (\*57)第 75 回研究大会においても、夜間中学では多様な背景を持った人たちの学びたいという願  
1180 いに対応して幅広い教育を行うなどの学びの機会の確保に重要な役割を果たしていることが報告  
1181 されています。また、沖縄県では長らく夜間中学の活動に取り組んでいた私立の学校が、2024 年  
1182 度全国で初めて私立の夜間中学校として開校しました。今後、自治体における、夜間中学の新た  
1183 な設置や、いわゆる自主夜間中学等における学習活動への支援などが全国的に取り組まれること  
1184 が求められます。同時に、なぜ夜間中学を必要とする人たちが存在するのか、わたしたちは何に  
1185 気づいてこなかったのか、何を奪ってきたのか、社会のあり様を問い直していくことが重要です。

1186

### 1187 ◇ICT 教育と人権の問題

1188 国の 2016 年第 5 期科学技術基本計画の中で提唱された society5.0 は、“サイバー空間（仮想  
1189 空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課  
1190 題の解決を両立する、人間中心の社会”とされています。文科省の推進している GIGA（Global  
1191 and Innovation Gateway for All）スクール構想は、“1 人 1 台端末及び高速大容量の通信ネッ  
1192 トワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化  
1193 された学びを全国の学校現場で持続的に実現する”（文科省）目的で進められているものだとい  
1194 うことです。

1195 しかし、現在の高度な情報社会には、不正確な情報や人を傷つける悪意に満ちた情報もあふれ  
1196 ています。お互いの人権が保障され、正確な情報を選び取り、人を分断せずつなぐ手段として情  
1197 報ツールを使いこなす力が必要です。また、“個別最適化された学び”が“人を分断すること”  
1198 につながるようにすることと“誰一人取り残されることのない”教育を保障するものになる  
1199 のかを問わねばなりません。

1200 2019 年度末から続いた新型コロナウイルス感染症拡大による学校の休校により、子どもたちは  
1201

1202 同年代のなかまともつながれず、大きなストレスを受けてきました。ネグレクトや暴力を含む虐  
1203 待の疑いのある子どもにとって休校の期間はより厳しい期間でした。一方で、オンライン授業の  
1204 取り組みが一気に導入されました。不登校の子どもが参加しやすくなったという声もありますが、  
1205 学校の本来持つ、共に学び育ちあう関係やさまざまなつながりの中から人間を大切にできる生き  
1206 方を獲得していく教育をどう保障していくのかも考えていく必要があります。

1207

### 1208 (3)子どもの権利を保障するための課題

#### 1209 ◇子どもの権利条約と人権教育

1210 子どもの権利条約は、1989年に国連総会で採択された国際条約です。日本は1994年に批准し  
1211 ました。

1212 2019年、国連の子どもの権利委員会は、日本政府が2017年に提出した報告書に対して、緊急に  
1213 対応すべき課題をいくつか指摘し、改善を勧告しました。

1214 まず、日本では、条約そのものや「権利の完全な主体としての子ども」という考え方が社会に  
1215 十分浸透していないという指摘です。また、批准された条約は国内法に優先するにもかかわらず、  
1216 裁判でも適用されることがほとんどなく、学校のカリキュラムに人権教育が体系的に取り入れら  
1217 れていないことも指摘されています。

1218 さらに、「子どもに関わるあらゆる専門家を対象として、子どもの権利に関する体系的な研修  
1219 プログラムを実施すること、条約を教育カリキュラムに組み入れること」「子どもの権利が守  
1220 られているかどうかをチェックする政府から独立した機関の設立」「政府が子どもに関わる政策  
1221 施策を進めるとき、条約の次の4つの原則を反映させること（差別の禁止<第2条>、子どもの最  
1222 善の利益<第3条>、生存と発達の権利<第6条>、子どもの意見の尊重と参加する権利<第12条>）」  
1223 についても勧告しています。

1224 特に教育システムに懸念が示されています。「日本の教育システムがあまりに競争的なため、  
1225 子どもたちから遊ぶ時間や、体を動かす時間、ゆっくり休む時間を奪い、子どもたちが強いスト  
1226 レスを感じていること。それが子どもたちの成長に歪みを与え、からだや精神の健康に悪影響を  
1227 与えている」と改善を勧告されています。（\*58）

1228 近年の研究大会の実践報告では、子どもの声を「聴く」ことの大切さが再認識されています。  
1229 学校のシステムに当てはめるのではなく、権利の主体者としての子どものありようを受けとめ、  
1230 子どもが何を思い、何を願っているのかを大切に、学校を見直していくことで子どもの育ちを  
1231 保障する実践です。これは、「子どもの権利条約」の理念とつながります。

1232 ところが、現在の日本の教育現場では、過度に管理的な校則が存在する等、子どもを権利の主  
1233 体ではなく、保護し管理するものという考え方がまだまだ根強い現実があります。格差社会が拡  
1234 大し、自己責任、成果至上主義、排他的な傾向がますます強まる中で、教育の現場もその流れに  
1235 飲み込まれ子どもの権利をますます損ねていく状況があります。

1236 2022年6月、国会で子どもをめぐる問題を抜本的に解決し、子どもの権利を保障する総合的な  
1237 法律が必要であるとの認識から「こども基本法」が成立し、2023年4月から施行されました。ま  
1238 た子どもにかかわるさまざまな施策を実施する主たる機関として、「こども家庭庁」が2023年4  
1239 月に創設されました。2023年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定され  
1240 ました。こども大綱の中には、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性  
1241 を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」と明記されました。  
1242 今後、子どもの権利を守るための施策が実効あるものになるよう注視が必要です。

1243 「子どもの権利条約」には、すべての子どもに対する教育の保障が謳われています。企業・地  
1244 域・自治体と連携し、日本に在住するあらゆる立場の子どもが教育を受ける機会を保障されるよ  
1245 うに取り組まなければなりません。

1246 その意味で、子どもの置かれているくらしの現実からスタートし、すべての人の人権が守られ  
1247 る社会をめざす同和教育を基軸とした人権教育が果たす役割は非常に大きいと言えます。子ども  
1248 の権利を保障するのは教職員の責務です。私たちの実践を問い直し、すべての子どもの権利を大  
1249 切にした実践ができているのか、そのような学校文化が築けているのかを確かめ、子どもの権利  
1250 を保障する教育を進めていきましょう。

1251

#### 1252 ◇人権教育に関する法律と教育施策

1253 国内では、2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。それを  
1254 受け、文科省は「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、「人権教育の指導方

1255 法等の在り方について」[第一次とりまとめ]（2004年）、[第二次とりまとめ]（2006年）そして  
1256 [第三次とりまとめ]（2008年）を行い、人権教育についての方向を示してきました。

1257 [第三次とりまとめ]には「人権教育は…『生きる力』を育む教育活動の基盤として、各教科、  
1258 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質をふまえつつ、教育  
1259 活動全体を通じてこれを推進することが大切である」と明記されています。

1260 文科省は2016年12月に「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」を設置し、これま  
1261 での取組状況調査で明らかになった課題を継続的に調査研究してきました。

1262 2021年3月以降、学校教育における人権教育調査研究協力者会議から、現在の社会情勢の変化  
1263 を踏まえ、「人権教育を取り巻く諸情勢について（第三次とりまとめ策定以降の補足資料）」が  
1264 出され、改めて学校における人権教育の必要性が示されています。

1265

#### 1266 ◇学習指導要領と人権教育

1267 2020年度から小・中・高校と順次改訂された学習指導要領には、「人権教育」という文言は見  
1268 られませんが、「前文」に「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる  
1269 他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、  
1270 豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められ  
1271 る」と明記されています。

1272 これは、学習指導要領において人権教育の推進を求めていることであり、文科省からも都道府  
1273 県教育委員会の担当者会議等でもそのことが強調されています。文科省が積極的に人権教育を推  
1274 進することを強く期待するところです。（\*59）

1275 「特別の教科 道徳」についても、差別の現実から深く学ぶ人権教育の視点が大切です。教室  
1276 には、ひとり親家庭や、児童養護施設等で育つ子どもたち、さまざまな民族の子どもたち、虐待  
1277 を受けた子どもたち、LGBTsの子どもたち等、多様な立場の子どもがいます。学校で学ぶ子ども  
1278 たちが自らの存在を大切に思える学習を展開することは「特別の教科 道徳」でも大切なこと  
1279 示されている道徳的価値が一部の子どもたちを阻害するものにならないように取り組む必要があ  
1280 ります。（\*60）

1281 私たち自身が、「特別の教科 道徳」においても憲法の理念に基づく個人の尊厳を最大限尊重す  
1282 ることを基本として「問い、考え、議論する」学習を創造しましょう。

1283

#### 1284 ◇SDGsと人権教育

1285 日本国内では、2016年にSDGs推進本部が設置され、取組が始まりました。現在、「SDGs アク  
1286 ションプラン 2023」（\*61）が公表されています。そのあらゆる目標に人権が深く関係しています。  
1287 国連サミットでSDGsが掲げられた時、その前文には「すべての人々の人権を実現する」と明記さ  
1288 れました。人権の視点なくしてあらゆる分野での持続可能な発展は見通すことができないと言え  
1289 ます。それは「誰一人取り残されない」社会の実現という目標と深くつながっています。

1290 2015年に国連で採択された「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための2030アジェン  
1291 ダ」では、「誰一人として取り残さない」と和訳されていますが、原文はWe pledge that no one  
1292 will be left behind.で「誰一人取り残されないことを誓う」となっています。これは、私たち  
1293 が「差別の現実から深く学ぶ」取組を創るとき、自らはどこに立つのかを問う同和教育を基軸と  
1294 した人権教育の視点とつながっています。

1295

### 1296 3. 部落問題の現状と課題

#### 1297 (1) 歴史的経過

1298 1965年に出された同和对策審議会答申では、「同和問題は、人間の自由と平等に関する問題で  
1299 あり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし「これを未解決に  
1300 放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民  
1301 的課題である」としました。この答申を受け策定された「同和对策事業特別措置法」（1969年）と  
1302 それに続く、「地域改善対策特別措置法」（1982年）「地域改善対策特定事業に係る国の財政上  
1303 の特別措置に関する法律」（1987年）による諸施策は、部落と部落外との格差の是正に大きく貢献  
1304 し、部落差別の解消に向けての大きな役割を果たしました。

1305 2002年に同和对策の事業法が失効しました。地域によっては差別をなくす拠点であった場所や  
1306 活動が縮小されたり、なくなったりして、解放子ども会がなくなる地域も出てきました。

#### 1307 (2) 現状と課題

1308 全国部落青年の雇用・生活実態調査（2010～2011）によると、部落の生活実態で、若年層や高  
1309 学歴層の流出と少子高齢化の進行、大学進学率の低さ、生活保護率と不安定就労率の高さが明ら  
1310 かになっています。都市部においては、生活が安定した層が部落外に流出し、より困難を抱える  
1311 層が部落に流入している現実もあります。調査から10年以上過ぎました。人の流出入が大きくな  
1312 り、就学、就職、結婚、その他の理由で、部落外に住む部落出身者が多数いると考えられます。

1313 2021年に大阪府が実施した「人権問題についての府民意識調査」によると、「部落問題を知っ  
1314 ている」と答えた人は86.6%で、2015年の74.2%より認知は進んでいます。「人権上の深刻な問  
1315 題」を問う質問では、「部落問題」を挙げた人は6.4%ですが、2015年の5.7%より増えていま  
1316 す。しかし、「結婚相手などパートナーを選ぶ時に重視すること」として「同和地区出身である  
1317 と言われていないかどうか」を挙げた人は13.3%（2015年実施なし）あり、住宅を選ぶ際に重視  
1318 する立地条件では、「近隣に同和地区があるといわれていないか」が11.4%（2015年13.4%）と  
1319 なっており、被差別部落に対する忌避意識・差別意識は現在も存在することがわかります。

1320 2022年11月に公表された内閣府実施「人権擁護に関する世論調査」（2022年8月～9月調査）  
1321 では、「部落問題を知らない」と回答した割合が10.6%となっており、2017年の17.7%より減少  
1322 し、部落問題を知っている人の割合が増えています。しかし、「どのようなことが人権侵害だと思  
1323 うか」（複数回答可）という質問項目では、「交際や結婚を反対されること」40.4%、「差別的な言  
1324 葉を言われること」32.3%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」27.5%、「身元調査をされること」  
1325 24.3%、となっています。つまり、これらの質問を差別だと感じていない人の割合が多く、「特  
1326 にない」との回答が、「部落問題を知っている」と答えた人の中の24.3%にも上ります。

1327 このことから、言葉は知っていても、何が部落差別にあたるのかわからない人が多く、それが差別を  
1328 見逃したり、加担したりしてしまうことにつながる可能性もあります。また、「部落問題はもうない」「放  
1329 っておけばなくなる」「自分には関係がない」と考える人の存在も、さまざまな意識調査で指摘  
1330 されています。

1331 2016年に制定された「部落差別解消推進法」では、国と地方自治体に相談体制の充実、教育・  
1332 啓発活動の推進、実態調査の実施を課しています。この法律に基づき、法務省は2019年に部落差  
1333 別に関する国民意識調査を行い、その結果が2020年に報告されています。調査では、『「部落差  
1334 別」「同和問題」という言葉を聞いたことがある人』が77.7%でした。さらに、「聞いたことが  
1335 ある」人の中で、「部落差別が不当な差別と知っているか」という質問に、「知っている」と答え  
1336 た人は85.5%でした。部落問題を知らない人がいる一方、多くの人が部落差別を不当であるとい  
1337 う認識をもっていることがわかります。

1338 ところが、ネット上には部落差別に関する偏った情報が溢れています。悪質な差別的投稿がさ  
1339 れ、規制がほとんどされていません。SNSには差別、人権侵害、ヘイトスピーチ、誹謗・中傷の投  
1340 稿が溢れており、差別助長・拡散がネット空間上で行われているという実態があります。

1341 また、ネットに溢れる差別情報等により、部落出身者は日常生活でも差別を受けるかもしれ  
1342 ない恐れから、部落を語ることができない現実があります。「語れない」ことで、差別が「ある」に  
1343 もかかわらず、「ない」ことにされ、存在すら否定されていないか改めて考える必要があります。

1344 2025年5月、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。差別的な書き込みを迅  
1345 速に削除するため、大規模プラットフォーム事業者（＝大規模特定電気通信役務提供者）対し  
1346 て、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・公表を義務付けるなどの規制が新たに設  
1347 けられています。

1348 2024年12月、「全国部落調査」復刻版の販売、および掲載情報のウェブサイト上の公開の禁止  
1349 を求めた裁判について、最高裁判所は上告棄却の決定を出し、前年の東京高裁判決が確定しまし  
1350 た。「差別されない権利」を訴えた原告らの主張がすべて認められたわけではありませんが、部  
1351 落差別が未だ存在することや、それが人生に与える影響の大きさ、「部落探訪」など、インター  
1352 ネットでの情報流通での部落差別投稿が多発している状況などについての的確に指摘しました。

1353 また、「法務省の『インターネット上の部落差別の実態に係る調査』でも、『部落調査に関連す  
1354 る情報を閲覧した者の少なくとも一部には差別的な動機がうかがわれる』、『一般的な興味・関  
1355 心で閲覧した大部分の者についても、差別意識を植え付けられる可能性がないとは言えない』」  
1356 この高裁の認定も注目すべきものがあります。部落差別解消法が提起するインターネット上の差  
1357 別の深刻さについて改めて考えたいものです。

1358 現在日本では、部落差別をはじめさまざまな差別を禁ずる法律が存在しません。すべての人が  
1359 人権を大切にしよう社会を創るためには、部落問題をこの社会で生きるすべての人の問題として  
1360 解決しなければなりません。そのためには「差別を禁じる法律」や、人権侵害の救済や人権政策

1361 の提言等の役割を持った「人権委員会」の設置が必要です。  
1362 また、「部落差別解消推進法」の目的にもあるように教育・啓発の果たす役割は非常に大きい  
1363 もがあります。部落問題の正しい認識を育てるため、学校教育において、部落問題学習は重要  
1364 な役割を果たしてきました。しかし、同和対策の事業法の終了後、教育現場でも部落問題を学習  
1365 する機会が減少しています。

1366 「水平社宣言」「同和対策審議会答申」「全国高等学校統一用紙（以下 統一応募用紙）」等の  
1367 部落問題に関する法律、制度、用語について、「知らない」と回答した割合は、20 歳代が最も高  
1368 く、「人に説明できる」という回答した割合も、20 歳代が最も低いという調査結果があります。  
1369 （京都府教育委員会「人権教育に関する教職員の意識調査」2020 年）。(\*62)

1370 部落問題は、長年にわたる解放運動、教育・啓発活動や関係者の努力により、全同教結成の 72  
1371 年前と比べ、状況は一定の改善を見せています。特に、2016 年には「部落差別解消推進法」が成  
1372 立し、制度的にも解消に向けた取組が進められています。

1373 しかしながら、現代においても部落差別は依然として存在しており、インターネット上での差  
1374 別的な書き込みや就職・結婚など生活の様々な場面での差別の実態が報告されています。部落問  
1375 題は「過去のもの」ではなく、今なお私たちが向き合う課題です。

1376 そうした中、2025 年 3 月、「狭山事件」において長年にわたり再審を求め続けてきた石川一雄  
1377 さんが「見えない手錠」をつけたまま(\*63)逝去されました。無実を訴え続け、社会に対して差別  
1378 の構造について問いかける石川さんから、私たちは社会に存在する偏見や差別の現実などにつ  
1379 て、また自分自身の部落問題に関して立つ位置について、深く考える契機としてきました。

1380 私たちは、石川さんの生涯におもいを馳せつつ、わが国の差別の歴史事実を学び、今を生きる  
1381 者として他者への尊厳を追求し、子どもたちが自らの言葉で「人権」について語る事ができる  
1382 力を育てていくことを、改めて決意したいと考えます。

1383 差別をめぐる状況は時代とともに変化していますが、その本質を見極め、すべてのひとびとが  
1384 「自分の問題」として捉えることができる教育のあり方が求められています。人権感覚を育て、  
1385 誰もが安心して共に生きる社会をめざすため、部落問題を中心に据えた人権教育の充実を  
1386 実践研究しましょう。

1387  
1388 脚注

1389 (\*1) 同和保育がめざす子ども像～4つの指標～

1390 ①差別をはねかえすことのできる健康でしなやかなからだの育成

1391 ②正しい規律と組織性を身につける基本的生活習慣の育成

1392 ③差別を見ぬき、解放の展望を創造しうる高い知的能力の育成

1393 ④解放の思想を支える豊かな感性の育成

1394 同和保育の原則（保育実践の在り方）6つの原則

1395 ①部落差別の現実から深く学ぶ原則

1396 ②自然成長論克服の原則

1397 ③能力主義克服の原則

1398 ④集団主義保育の確立の原則

1399 ⑤生活と労働と保育の結合の原則

1400 ⑥遊びと表現の重視の原則

1401 (\*2) 人権保育の創造にむけての「8つの視点」

1402 (2023 第 43 回全国人権保育研究集会 全国人権保育連絡会より)

1403 ①差別の現実（子どもの姿）から学ぶ

1404 ②「子どもの権利条約」の理念を具体化する

1405 ③「人権感覚の育成」を保育実践の基盤に据える

1406 ④「保育の質」の向上をはかる

1407 ⑤自律と自尊感情を育てる

1408 ⑥健康でしなやかな体と心を育てる

1409 ⑦遊びと表現を重視する

1410 ⑧乳幼児教育と小学校との接続・連携を強化する

1411 (\*3) 部落差別の存在を明記した「部落差別解消推進法」は、情報化などの状況の変化を踏まえ  
1412 「部落差別は許されないものである」という認識のもとで「部落差別のない社会を実現す  
1413 ること」を目的として制定されました。そして部落問題の解決のために国と地方自治体に

- 1414 相談体制の充実、教育・啓発活動の推進、実態調査の実施を課しています。この法に基づ  
 1415 き法務省は 2023 年 8 月に部落差別に関する国民意識調査を行い、結果が法務省人権擁護局  
 1416 から報告されています。
- 1417 (\*4) 生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別等、今日においてもさまざまな人権問題が生  
 1418 じていること、児童生徒についても、いじめ暴力虐待等が深刻な状況であることが述べら  
 1419 れています。その理由として、「人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態  
 1420 度が未だ国民の中に十分に定着していないこと」を挙げ「すべての人々の人権が尊重され、  
 1421 相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神  
 1422 の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性につい  
 1423 ては、これをどんなに強調してもし過ぎることはない」としています。
- 1424 (\*5) L=Lesbian 女性同性愛者、G=Gay 男性同性愛者、B=Bisexual 両性愛者、T=Transgender  
 1425 体と心の性が一致しない人の他にも Q=Questioning（性的指向・性自認を決められない、  
 1426 決めたくない人）または Queer（性的マイノリティを包括的に表す言葉）や A=Asexual（他者  
 1427 に対する性的関心がない）など多様な性のあり方が明らかにされています。したがって、本研  
 1428 究課題においては LGBTs と記述します。
- 1429 (\*6) 子どもの権利条約 日本ユニセフ  
 1430 [https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)
- 1431 (\*7) こども基本法は、日本国憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこども  
 1432 が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総  
 1433 合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども  
 1434 大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。こども基本法における  
 1435 「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」を言い、年齢によってその支援の対象か  
 1436 ら外れることがないように定義づけられています
- 1437 (\*8) 社会科教科書に部落問題について初めて記述されたのは、中学校では 1972 年度、主な教  
 1438 科書会社のもので見ると、被差別身分に関する記述は「土農工商」の身分制度の確立の中  
 1439 で「さらに低い身分」（東京書籍）、「えた・ひにん」（日本書籍）、「賤民身分」（大  
 1440 阪書籍）という記述がされていた。3年度の 1975 年版になると、被差別身分の記述は、  
 1441 ほぼ「えた・ひにん」とされるようになる。小学校では 1974 年度に部落問題の記述が登  
 1442 場し、被差別身分に関する記述は、各社とも江戸時代の「土農工商」の身分制度の中で位  
 1443 置づけられた「さらに低い身分」という表現でほぼ一致していた。（全同教創設 50 周年  
 1444 記念「全同教このよきもの」内、「教科書記述の変遷と同和教育」より）
- 1445 (\*9) 目標の中には、「（目標 1）あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる」「（目標 4）  
 1446 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」「（目  
 1447 標 5）ジェンダー平等を達成しすべての女性及び女児のエンパワメントを行う」など教育  
 1448 に直接言及したもの、「（目標 2）飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し  
 1449 持続可能な農業を促進する」「（目標 13）気候変動及びその影響を軽減するために緊急対  
 1450 策を講じる」のように人間の生存に直結した目標もあります。
- 1451 (\*10) 「きめ細かい調査」では「家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が、各教科の平均正  
 1452 答率が高い」「普段のきめ細かい指導や小中連携、言語活動の充実などが成果をあげてい  
 1453 る」といった分析がありました。同和教育では早くからこうした実態を把握し、課題の克  
 1454 服をめざして行政と連携しながら取り組んできました。困難な状況にある子どもたちの生  
 1455 活環境を改善するために適切な行政施策の構築を図っていくことは、今も大切な課題です。
- 1456 (\*11) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「自粛生活」が求められました。幼児の生  
 1457 活においても外出の機会、対面でのコミュニケーション、接触の多い遊びの機会等が減少  
 1458 し、そのことが子どもたちの育ちに与えた影響を考慮していく必要があります。
- 1459 (\*12) 就学援助実施状況等調査結果 1P「要保護及び準要保護児童生徒の推移」2024  
 1460 文部科学省  
 1461 [https://www.mext.go.jp/content/20250115-mxt\\_shuugaku-000018788\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250115-mxt_shuugaku-000018788_001.pdf)
- 1462 (\*13) 内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況（2021 年度）」より

	全体	ひとり親家庭	生保受給家庭
高等学校等進学率	98.9%	95.9%	93.7%
大学等進学率	—	58.5%	39.9%

- |      |          |      |   |      |
|------|----------|------|---|------|
| 1463 | 高等学校等中退率 | 1.1% | — | 3.6% |
|------|----------|------|---|------|
- 1464 <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp//kodomonohinkon>
- 1465 /taikou/pdf/r03\_joukyo.pdf
- 1466 (\*14) 高等学校等就学支援金制度 文部科学省
- 1467 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1342674.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm)
- 1468 (\*15) 高校生等への修学支援
- 1469 [https://www.mext.go.jp/content/20250402-mx\\_shuukyuu03-100002595-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250402-mx_shuukyuu03-100002595-1.pdf)
- 1470 (\*16) 児童のいる世帯の 54.7%が「生活が苦しい」と訴えています。(2022 年厚労省「国民生活基礎調査の概況」より)特に高等学校進学の際に家計はさらに苦しくなりがちで、民間の調査では高等学校生の約 4 割がアルバイトを経験しています。「貯金や小遣いのため」などの理由があげられる一方で、「家計を支えるため」「自分の進学費用のため」が多く、一見生活に困っているようには見えない高等学校生たちがアルバイトをして親の収入だけでは足りない家計を支えている実態があります。外見上「貧困には見えない」からこそ、こうした高等学校生の願いを受けとめ、自分の未来に不安を感じることなく成長していける権利を与えられる社会をつくっていかねばなりません。
- 1471
- 1472
- 1473
- 1474
- 1475
- 1476
- 1477
- 1478 (\*17) 2024 年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査(公立高等学校) 110P~113P
- 1479 文部科学省
- 1480 [https://www.mext.go.jp/content/20250203-mxt\\_koukou01\\_000026790\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250203-mxt_koukou01_000026790_1.pdf)
- 1481 定員内不合格が 0 校は、北海道、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、
- 1482 兵庫県、和歌山県
- 1483 (\*18) 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」 2019 年 文部科学省
- 1484 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)
- 1485 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(別記 1)義務教育段階の不登校
- 1486 児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録
- 1487 上の出欠の取扱いについて、(別記 2)不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用し
- 1488 た学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて 2019 年 文部科学省
- 1489 [https://www.mext.go.jp/content/1422155\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf)
- 1490 不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知) 2023 年 文部科学省
- 1491 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00001.htm)
- 1492 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知) 2024 年文
- 1493 部科学省 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm)
- 1494 (\*19) 不登校特例校の設置者一覧 2024 年 文部科学省
- 1495 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1387004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387004.htm)
- 1496 (\*20) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要
- 1497 2024 年 文部科学省
- 1498 [https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt\\_jidou02-100002753\\_2\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf)
- 1499 (\*21) 「であい」2024 年 11 月号(No.752)「2024 年度 文科省要請行動」より
- 1500 インクルーシブ教育『障害の社会モデル』に基づく教育体制の構築について○回答●要請
- 1501 ○「障害」のある児童生徒の社会的ニーズに的確に答える指導や支援が必要。「障害」の
- 1502 ある子どもと「障害」のない子どもが、ともに学べる環境整備が重要。教員定数の改善、
- 1503 特別支援教育支援員に対する支援、学校施設のバリアフリー化等の支援体制を整備してい
- 1504 る。●なかまどうしの関係が一番の学びになる。子どもを分けず、同じ枠組みの中で同年
- 1505 代、同じ地域の関係性で学べることが大切だ。生徒の関係づくりは社会性につながる。
- 1506 (\*22) 障害のある生徒が、定員が空いているにもかかわらず入学を拒まれ、中には一次、二次、
- 1507 三次募集と落とされ続けて何年も浪人しているという実態さえあります(2022 年 4 月参議
- 1508 院文科委員会質疑)。障害を理由に高等学校入学を希望する生徒を排除することは、将来
- 1509 にわたって地域で暮らしていくインクルーシブな地域社会づくりに反しているといえます
- 1510 (\*23) 特別支援教育資料 31P 2023 年調査 2025 年 1 月報告 文部科学省
- 1511 [https://www.mext.go.jp/content/20250128-mxt\\_tokubetu02-000039998-2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250128-mxt_tokubetu02-000039998-2.pdf)
- 1512 特別支援学校に通っていた子どもたちが卒業した後、地域から孤立し、引きこもってしま
- 1513 うケースや、地域の学校に通っていた子どもが、正社員として採用されたにも関わらず、
- 1514 療育手帳を取得していることを理由に正採用が取り消されるという就職事案などが報告
- 1515 されています。

- 1516 (\*24) 外国人児童生徒等教育の現状と課題 2024年 文部科学省総合教育政策局国際教育課  
1517 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/todofuken\\_kenshu/r5\\_annai/  
1518 pdf/94008101\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/r5_annai/pdf/94008101_04.pdf)  
1519 「外国人の子供の就学状況調査結果(2023年)」では、「不就学」「出国・転居(予定を含  
1520 む)」「就学状況確認できず」を合わせて1万2002人が不就学の可能性があると考えられ  
1521 る外国人の子どもたちが存在しています。
- 1522 (\*25) 都道府県立高等学校における外国人生徒・中国帰国生徒等に対する2023年度高等学校入  
1523 試の概要 2024年 中国帰国者定着促進センター  
1524 [https://www.kikokusha-  
1525 center.or.jp/shien\\_joho/shingaku/kokonyushi/other/2023/2024houkokushoA4.pdf](https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2023/2024houkokushoA4.pdf)
- 1526 (\*26) 例えば「家族滞在」の場合、基本的には「就労不可」となっています。(ただし申請する  
1527 ことで週28時間以内の就労は可となります。)そこでさまざまな取組がなされ、2020年  
1528 からは18歳未満で入国し、高等学校に入学・卒業した「家族滞在」の子どもは就職の内定  
1529 を条件に「特定活動」に変更が可能であり、18歳未満で入国し高等学校に編入・卒業した  
1530 子どもは就職の内定と日本語能力検定N2等を条件に「特定活動」に変更が可能となりま  
1531 した。また、母国で迫害を受ける恐れがあるとして難民認定申請中で「仮放免中」の状態  
1532 にある外国人のうち日本で生まれ育った18歳未満の子どもは、在留資格がありません。  
1533 そのため学校教育を受けられる一方で、居住する都道府県外には自由に移動ができず、ア  
1534 ルバイトができないという制限があります。さらに退去強制が親とともに子どもにも命じ  
1535 られることで、子どもたちの進路を阻むことにつながる状況があります。  
1536 「家族滞在」の在留資格をもって在留し、本邦で高等学校卒業後に本邦での就労を希望する  
1537 方へ 出入国在留管理庁  
1538 [https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07\\_00122.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00122.html)  
1539 高等学校卒業後に日本で就労を考えている外国籍を有する方へ 出入国在留管理庁  
1540 <https://www.moj.go.jp/isa/content/930003573.pdf>
- 1541 (\*27) 外国につながる子どもたちにとって、こうした外国籍教員の存在は大きな力となっており、  
1542 学校で学ぶ子どもたちの多様化、多国籍化が進む中、多文化共生教育を推進していく上で、  
1543 その役割はますます重要になっています。こうした外国籍教員の任用は、「期限を附さない  
1544 常勤講師」であり、「教諭」とは違って多くの制約と不利益があります。このような現状を  
1545 知り、その改善が図られなければなりません。
- 1546 (\*28) 「母語」とは、子どもが生まれついた生活環境の中で自然に身につけた言語のことです。  
1547 一方、「母国語」は子どもが国籍を持つ国で、「公用語」や「国語」として使用している言  
1548 語のことです。例えば、多くのクルド人はクルド語を母語としていますが、国籍はトルコな  
1549 ので母国語はトルコ語となります。日本で生まれた中国にルーツを持つ子どもの中には、父  
1550 親が中国人、母親が日本人で、家庭では中国語と日本語の両方を使用しているケースがあり  
1551 ます。母語は中国語か日本語、または、その両方となりますが、母国語は日本語となります。
- 1552 (\*29) 「色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ること  
1553 が可能である」等の理由から、2002年定期健康診断の必須項目から削除されました。しか  
1554 かし、2014年の文科省「学校保健安全法施行規則の一部改正等について(通知)」では、「学  
1555 校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行  
1556 う等、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること」とし、保護者への色覚検査の積  
1557 極的な周知が奨励されてきました。
- 1558 (\*30) 色覚検査は専門医による診断が必要であり、希望者には専門医による診断体制を学校とし  
1559 て提供する必要があります。さらに、「色覚異常」とされている人が、日本では男性の20人  
1560 に1人、女性の200人に1人いると言われていますが、日常生活でほとんど支障のない遺伝  
1561 形質に対して「異常」とすることを問題視し、日本遺伝学会は色覚特性の「異常」を「色覚  
1562 多様性」と言い換えました。
- 1563 (\*31) 「統一応募用紙」制定のあゆみ

【1970年代前半まで】

高等学校卒業生用の就職応募用紙(会社が独自に様式を定めた応募用紙「社用紙」)は、  
本籍(地番まで)、家庭環境、親の職業、資産、収入、信仰宗教、支持政党、購読新聞  
から自宅の畳の枚数までも記入させていた。

【1970年】

あいつぐ就職差別事件に対する闘いから広島で「広島県高等学校統一書式」が作成される。

【1971年2月】

京都・兵庫・奈良・大阪などの闘いから近畿高等学校進路指導協議会作成の「近畿統一応募用紙」が実現する。

【1973年3月】

労働省、文部省（当時）は「全国高等学校統一用紙」を使用するように通達、本籍記入を都道府県のみに変更

【1996年3月】

統一応募用紙から「本籍地」「家族」「胸囲」「色覚」欄が削除される。

【1999年】

職業安定法改定。「第5条の4」（求職者の個人情報の取り扱い）と「労働大臣指針」によって統一応募用紙の趣旨に法的裏づけがなされる。

【2005年】

統一応募用紙から「保護者氏名」欄の削除

【2025年】

統一応募用紙から「性別」「趣味・特技」欄の削除

1564 (\*32) 「公正な採用選考をめざして」（2024年度版）厚生労働省

1565 <https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/assets/pdf/basic/01.pdf>

1566 2008年「採用選考時の健康診断・健康診断書の提出」等を含めた「就職差別につながるおそれがある14事項」として再整備されています。これは、新規高卒者ばかりではなく、大卒者も含む企業の労働者採用時の指針となるものです。

「採用選考時に配慮すべき事項」～就職差別につながるおそれがある14事項～

本人に責任のない事項の把握

①「本籍・出生地」に関する事

②「家族」に関する事（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）

③「住宅状況」に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）

④「生活環境・家庭環境など」に関する事

本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握

⑤「宗教」に関する事

⑥「支持政党」に関する事

⑦「人生観・生活信条など」に関する事

⑧「尊敬する人物」に関する事

⑨「思想」に関する事

⑩「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動などの社会運動」に関する事

⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

採用選考の方法

⑫「身元調査など」の実施

⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用

⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

1569 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施は就職差別につながるおそれがあるとされていますが、健康診断（とりわけ血液検査、尿検査、色覚検査等）が行われている実態が報告されています。一方、健康診断は実施されなかったものの、面接などで「既往症」や「服用している薬」「新型コロナウイルスワクチン接種の有無」などを尋ねるといった事例もあります。全人教では、「14事項」の中に「既往歴」も含めて「14事項」とするよう厚労省に要望しています。全人教では「14事項」の徹底とその趣旨に反する事例についての調査・指導をするよう厚労省に要請しています。

1576 (\*33) 「公正な採用選考をめざして」（2024年度版）厚生労働省

1577 <https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/consider.html>

2023 年度にハローワークで把握している応募者から「本人の適性・能力以外の事項を把握された」と指摘があった件数は 745 件

家族に関すること	39.5%	思想	11.4%
住宅状況	10.9%	本籍・出生地	5.6%
健康診断	1.2%	その他	31.4%

1578 「就職差別に関する調査」日本労働組合総連合会（連合）2023 年  
 1579 <https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20230531.pdf>  
 1580

最近 3 年以内に就職のための採用試験（新卒採用試験、または中途採用試験）を受けた、全国の 15 歳～29 歳の男女 1,000 名（全回答者）に質問した結果

- 「採用選考で戸籍謄本（抄）本の提出を求められた」・・・30.8%（19.4% 2019 年）
- 「採用選考で健康診断書の提出を求められた」・・・52.0%（48.6% 2019 年）
- 「採用試験の面接で個人情報を質問された経験率」
  - 「本籍地や出生地」・・・28.3%（31.6% 2019 年）
  - 「家族構成」・・・37.7%（39.1% 2019 年）
  - 「性自認への違和感の有無」・・・7.6%（3.3% 2019 年）
  - 「性的指向の確認」・・・8.9%（3.1% 2019 年）
- 「採用試験の面接で不適切な質問や発言をされた」・・・19.5%（14.5% 2019 年）

1581 いまだに戸籍謄本や住民票の提出を求めるところがあります。最終学歴が若いほど提出が求  
 1582 められる傾向があることが明らかとなりました。2016 年の調査では、本来公正な採用選考を  
 1583 主導すべき国・自治体・公営企業ですら 17.5%もあるということが明らかになっています。  
 1584 もちろんこれらは全国を平均値で示したものであり、これまで同和教育が積極的に推進され  
 1585 てきた地域では企業の認識も進んでいるところがあります。しかし子どもたちの就労先は全  
 1586 国的なもので、同和教育の取組が弱い地域では子どもたちが差別選考にさらされることにな  
 1587 ります

1588 (\*34) この現状に対しては都道府県レベルでの規制条例制定をはじめ、ハローワーク等の労働行  
 1589 政、企業団体、教育行政と連携して粘り強い取組を進めていかなければなりません。差別を  
 1590 容認したり、助長したりするような風潮が進行すれば、採用選考時の差別はより深刻なもの  
 1591 になっていく恐れがあります。経営者がレイシャル・ハラスメント（特定の人種、民族、国  
 1592 籍にもとづく嫌がらせ）をおこなったり、幹部研修で露骨な差別選考を指示したりしている  
 1593 企業の実態も指摘されています。採用後に労働者の人権を無視した理不尽な研修や苛酷な労  
 1594 働を強いる企業の存在も、こうした風潮と無縁ではありません。さらには、女性・障害者・  
 1595 在日外国人、LGBTs 等の就労保障の課題を明らかにしていくことも重要です。

1596 (\*35) 『労働条件等』の「毎月の賃金の合計欄」「控除額合計欄」「手取り額欄」等をはじめ、『選  
 1597 考』や『求人連絡・推薦数と採用離職状況』等いくつかの項目が削除され、『仕事の情報』の  
 1598 「仕事の内容」「就業場所」欄をはじめいくつかの項目で、文字数の削減がされています。

1599 (\*36) 求人票の見方のポイント（高卒）

1600 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/content/contents/000723303.pdf>

1601 (\*37) 一人一社制は、生徒の就職活動を学校がサポートし、適正な選考を行うことで就職内定が  
 1602 高められることや、生徒の学習環境を保ちながら、学校、企業、ハローワークが連携して平  
 1603 等な就職機会を作るといった役割を果たしてきました。近年、一人一社制の見直しに関する  
 1604 調査が、企業や高卒就職者、高等学校を対象に行われています。調査結果からは、一人一社  
 1605 制に対して肯定的な回答を示す割合が多い反面、課題点についても示されています

1606 高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告 2020 年 厚生労働省

1607 <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000594160.pdf>

1608 新規高卒就職に関するアンケート調査 2021 年 ライセンスアカデミー

1609 [https://licenseacademy.jp/webroot/pdf/newsrelease/pr\\_20210930.pdf](https://licenseacademy.jp/webroot/pdf/newsrelease/pr_20210930.pdf)

1610 (\*38) 性別欄について、2020 年度から近畿統一用紙で削除されました。また、2023 年度より全  
 1611 国すべての公立高等学校入学願書から「性別」欄の削除がなされました。厚労省からは  
 1612 2021 年に性別欄に選択肢を設けず記載を任意とする履歴書例が示されました。2025 年に  
 1613 「統一応募用紙の見直し」により、「性別」欄が削除されました。あわせて「趣味・特技」  
 1614 欄も削除されました。全人教では 2024 年も含めて毎年、厚生労働省と文部科学省に要請行  
 1615 動の中でこの「性別」欄の削除を要請してきました。

- 1616 (\*39) 第34回高等学校就職問題検討会議  
 1617 資料「全国高等学校統一応募用紙の見直しについて」  
 1618 2025年 厚生労働省  
 1619 <https://www.mhlw.go.jp/content/11805001/001391182.pdf>  
 1620 「新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時  
 1621 期等について（通知）」  
 1622 <https://www.mhlw.go.jp/content/11805001/001402364.pdf>  
 1623 であい 2024年11月号（No.752）「厚生労働省・文部科学省への要請行動」より  
 1624 「統一応募用紙」の「性別」欄の削除要請と様式改定の3者協議と経過について  
 1625 (\*40) 学生生活調査結果 12P 「7.奨学金の受給状況」 2022年 日本学生支援機構  
 1626 [https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_chosa/\\_icsFiles/afiedfile/2024/03/25/data22\\_all.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afiedfile/2024/03/25/data22_all.pdf)  
 1627 (\*41) 「であい」2024年11月号（No.752）「2024年度 文科省要請行動」より  
 1628 日本学生機構の奨学金について（12）大学予約奨学金申込み生計維持者が1人の場合の現行  
 1629 様式使用の根拠について ○回答●要請  
 1630 ○生計維持者が1人では、世帯年収が2人の場合と比べると、低くなる。公的資金の適正な  
 1631 執行の点から、虚偽申告を予防するために生計維持者1人の場合を聞くことは、致し方なく  
 1632 必要になる。引き続き記載を原則とすることになる。指摘の点については引き続き考えてい  
 1633 く。●虚偽記載を予防するために、これだけの情報を聞くことの必要性に疑問がある。生計  
 1634 維持者が1人の場合は虚偽申告しやすいと機構が考えているとしかいえない。生徒の負担に  
 1635 ならないよう公的な書類で収入把握できるものを活用し対応してほしい。生計維持者が2人  
 1636 でも、病気や障害等の理由で、奨学金が増える場合もある。生徒に辛いおもいをさせるのは  
 1637 フェアではない。  
 1638 (\*42) 反貧困学習 大阪府立西成高等学校が、2007年度より取り組んでいる学習。当時、西成高  
 1639 校の生徒の多くが貧困と直面する状況にあった。そんな中、「貧困」をしっかりと理解し、立  
 1640 ち向かえるおとなになるための教育が必要だと考え、「反貧困学習」と名付けて取り組み始め  
 1641 た。その後各地で、地域の状況に合わせた取組が進んでいる。  
 1642 （参照）「反貧困学習 格差の連鎖を断つために」大阪府立西成高等学校著（2009年 解放出  
 1643 版社）第60回全国人権・同和教育研究大会奈良大会における大阪府人連からの報告（報告・  
 1644 資料集128ページ）「であい」2021年3月号（708号）「生徒のウェルビーイングを実現す  
 1645 る-「反貧困学習」から11年-」  
 1646 (\*43) 高等教育の修学支援新制度 文部科学省  
 1647 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/)  
 1648 「高等教育の修学支援新制度」は、意欲ある子供たちの進学を支援するため、授業料・入学金  
 1649 の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校、  
 1650 専門学校を無償化する制度として2020年4月に開始し、2025年より多子世帯の学生等につ  
 1651 いては、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とすることに  
 1652 なりました。  
 1653 (\*44) おもなOECD加盟国(38カ国)の教育機関への公的支出の割合（2020年発表）  
 1654 

順位	国名	%
1位	ノルウェー	6.4
2位	コスタリカ	5.6
3位	アイスランド	5.5
14位	アメリカ	4.2
加盟国平均		4.1
23位	韓国	3.6
36位	日本	3.2

  
 1655  
 1656  
 1657  
 1658  
 1659  
 1660  
 1661  
 1662  
 1663  
 1664 (\*45) 高大接続改革に係る質問と回答 文部科学省  
 1665 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/koudai/detail/1404611.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1404611.htm)  
 1666 「本人の長所だけを記載させるのではなく“学力の3要素”に関する評価についての記載を必  
 1667 ずもとめることとすること」「生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を  
 1668 要するものがあればその内容について記載を求める」とあります。

- 1669 (\*46)「であい」 2024年10月号(No.751)「2024年度 文科省要請文」より  
1670 VI大学・短大・各種専門学校の入学手続きについて  
1671 推薦段階において、推薦書に「生徒の努力を要する点」等の記載が求められることはその内  
1672 容が合否判定に影響を及ぼす可能性があることや、高大連携の趣旨からも不必要な項目であ  
1673 り削除を要請しました。しかし、「2024年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」に  
1674 おいても削除されていませんでした。全人教では引き続き、学校推薦選抜における学校推薦  
1675 書で「生徒の努力を要する点、特に配慮を要する点についての記載を求める項」について実  
1676 施要項から削除されることを要請しています。
- 1677 (\*47)人権侵害等への影響の特定、防止、軽減、是正する具体的な取組のことをさします。「人権デ  
1678 ュー・デリジェンス」の6つの柱として、人権への影響評価、教育・研修の実施、社内環  
1679 境・制度の整備、サプライチェーンの管理、モニタリングの実施、外部への情報公開があり  
1680 ます。
- 1681 (\*48)世界人権宣言を実効あるものとするために、国連では「人種差別撤廃条約」(1965年)をは  
1682 じめ「国際人権規約」(1966年)「女性差別撤廃条約」(1979年)「子どもの権利条約」(1989  
1683 年)「障害者権利条約」(2006年)等を採択し、自由と人権、人間の尊厳、法の支配、民主主義等  
1684 の価値観を、人類普遍のものとするべく努力が重ねられてきました。
- 1685 (\*49)ごく少数の裕福な人びとと、貧困のうちに生活をせざるを得ない数十億人の人びとの資産  
1686 が同等であるとの報告もあります(2020年2月ダボス会議世界経済フォーラム年次総会
- 1687 (\*50)2024年5月時点での世界の難民数1億2,000万人 過去最大、内18歳未満40%  
1688 2023年難民受け入れ数 アメリカ64,068人 イギリス60,328人 ドイツ46,282人 フラ  
1689 ンス43,195人カナダ39,735人 イタリア4,005人 日本303人  
1690 (認定NPO法人難民支援協会)
- 1691 (\*51)「2021年相対的貧困率15.4%。」国は「生活困窮者自立支援法」(2013年)と「子どもの貧  
1692 困対策推進法」(2019年6月改正)を制定しました。しかし生活保護費(生活扶助)の削減や  
1693 就学援助所得基準引き上げ、母子加算の削減もあり、貧困削減政策も不十分なこと等から、  
1694 格差と貧困問題の大きな改善には至っていません。
- 1695 (\*52)「ヘイトスピーチ解消法」は「(ヘイトスピーチのような)不当な差別的言動は許されない」  
1696 として第3条に「国民は……不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するように努めなけ  
1697 ればならない」と国民の責務を記し、第4条に「不当な差別的言動の解消に向けた取組」の  
1698 実施に関する国の責務と地方公共団体の努力義務を定めています。基本的施策として第5条  
1699 に相談体制の整備をすること、第6条において「不当な差別的言動の解消」に向けた教育と  
1700 啓発活動を国と地方自治体に求めています。しかしこの法律は「差別的言動」の禁止・処罰  
1701 事項がなく、理念法であるため、実効性を含めて多くの課題が指摘されており、悪質な言動  
1702 は依然として続いています。ネット上では露骨な差別とニセ情報が発信し続けられています。  
1703 また、政治団体を設立して選挙運動として差別言動を行うなど日韓国・朝鮮人や個人に対  
1704 する差別攻撃が続いています。
- 1705 (\*53)2019年には、アイヌ民族を「先住民族」として初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊重  
1706 される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定されました。アイヌ民族を「先  
1707 住民族」として初めて明記しましたが、歴史的に日本政府がとってきた同化政策への反省や  
1708 立法への経緯が示されず、先住民族の先住権が認められていないこと等、問題点が指摘され  
1709 ています。
- 1710 (\*54)「部落差別解消推進法」をより実効性のあるものにするため、福岡県、熊本県、香川県、徳  
1711 島県、奈良県、和歌山県、大阪府、埼玉県の8府県で「部落差別に関する条例」が制定されて  
1712 います(2023年4月1日)。市町村については「人権の尊重・擁護等に関する条例又は部落  
1713 差別の解消・撤廃等に関する条例の制定」については、478市町村で495条例が制定されて  
1714 います(2023年度4月2日)。またネット上にあふれる差別情報を監視して削除を求める取  
1715 組を始めた自治体もあります。
- 1716 (\*55)2023年度の児童相談所への虐待の相談対応件数は225,509件で、前年比5.0%の増加となっ  
1717 ています。心理的虐待は12万1334(59.8%)身体的虐待は51,623(22.9%)性的虐待2,245(1.1%)  
1718 ネグレクト36,465(16.2%)となっています。2024年に虐待で死亡した子どもは56人でその  
1719 うち0歳が25人(44.6%)で、過去12年間で虐待で死亡した0歳の子どもは58.7%に上りま  
1720 す。
- 1721 (\*56)ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書

- 1722 2020年度 [https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_210412\\_7.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf)
- 1723 2021年度 [https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021\\_13332.pdf](https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf)
- 1724 「ヤングケアラーを知っていますか？」（子ども家庭庁）
- 1725 <https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/>
- 1726 (\*57)夜間中学の設置促進・充実について 2024 文部科学省
- 1727 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/yakan/index\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00003.htm)
- 1728 (\*58)子どもの権利条約第29条1項「教育の目的」には(a)子どもの人格、才能ならびに精神的
- 1729 および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。(b)人権および基本的自由の尊重なら
- 1730 びに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。(c)子どもの親、子ども自身の文
- 1731 化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出
- 1732 身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること。(d)す
- 1733 べての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民族の理解、平和、寛容。
- 1734 性の平等および友好の精神の下で、子ども自由な社会において責任ある生活を送れるように
- 1735 すること。(e)自然環境の尊重を発展させること。と記されています。(国際教育法研究会
- 1736 訳)
- 1737 (\*59)1996年度全同教研究課題より「…国際的な人権教育は、次の四つの領域から説明される場
- 1738 合があります。それらは、同和教育がめざしてきた方向とも重なります。国際的な人権教育
- 1739 と同和教育について以下にまとめます。
- 1740 ①「人権をめざす教育」とは「人権をめあてにしていく教育」です。同和教育では、部落差
- 1741 別をはじめ一切の差別をなくす教育目標を指すと言えます。
- 1742 ②人権としての教育」とは「教育を受けることが人権そのもの」という視点です。同和教育
- 1743 では教育の機会均等の保障をはじめ、実質的な平等を求める取組などを意味しています。
- 1744 ③「人権を通じた教育」とは「人権が守られる状態をつくりだす教育」です。同和教育で
- 1745 はなかまづくり・自主活動や地域と結びついた取組などの教育実践と重なります。
- 1746 ④「人権についての教育」とは「人権を教える狭義の意味の人権教育」です。同和教育では、
- 1747 部落問題学習などの教育内容に関する課題のことです。
- 1748 (\*60)学習指導要領特別の教科道徳解説編においても「家族愛、家庭生活の充実」の項には「多様
- 1749 な家族構成や家庭状況があることを踏まえ、十分な配慮を欠かさないようにすることが重要
- 1750 である」と指摘されています。「郷土」についても、それを語ることを躊躇する人が現実に
- 1751 いるという状況も踏まえながらの授業展開が工夫されなければなりません。
- 1752 学習指導要領では「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動する
- 1753 よう指導したりすることは、道徳教育がめざす方向の対極にあるものと言わなければならない
- 1754 「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道
- 1755 徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本資質である」との中教審答申
- 1756 をふまえて実施することを求めています。また「発達の段階に応じ、答えが一つではない道
- 1757 徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う『考える道徳』『議論する
- 1758 道徳』へと転換を図る」としています。
- 1759 (\*61)SDGsアクションプラン2022「5つのP」に関連づけられた日本の「8つの優先課題」が示
- 1760 されています。
- 1761 5つのP : People 人間：感染症対策と未来の基盤づくり
- 1762 Prosperity 繁栄：成長と分配の好循環
- 1763 Planet 地球：地球の未来への貢献 Peace 平和：普遍的価値の遵守
- 1764 Partnership パートナーシップ 絆の力を呼び起こす
- 1765 8つの優先課題：
- 1766 People 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- 1767 2 健康・長寿の達成
- 1768 Prosperity 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 1769 Planet 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- 1770 5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- 1771 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- 1772 Peace 7 平和と安全・安心社会の実現：絆の力を呼び起こす
- 1773 Partnership 8 SDGs 実施推進の体制と手段
- 1774 (\*62)京都府教育委員会「人権教育に関する教職員の意識調査」2020年

1775 <https://www.pref.kyoto.jp/shingikai/jinken-01/documents/kyouiku.pdf>  
1776 (\*63) 1963 年、埼玉県狭山市で女子高校生が下校途中に誘拐され、その後、遺体で発見されまし  
1777 た。警察は犯人を取り逃がし、その後、市内の被差別部落の男性を別件逮捕し、自白を強要  
1778 しました。この事件は社会的な差別意識が生んだ冤罪事件として今でも注視されています。  
1779 長年にわたり再審を求め続けてきた石川一雄さんが「見えない手錠」をつけたまま逝去され  
1780 ました。